

幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育事業等

令和6年度 入園のしおり

(令和6年4月発行版)

INDEX 表紙裏面に保育フローチャート掲載！

1 はじめに【必ずお読みください】

- ① 子ども・子育て支援新制度の概要 (p1)
- ② 施設・事業のご紹介 (p1)
- ③ 教育・保育給付認定について (p2)
- ④ 教育・保育給付認定の申請方法(支給認定証の交付のみ受けたい場合) (p2)
- ⑤ 保育の必要な事由(認定事由) (p3)
- ⑥ 保育の必要量 (p5)

2 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)に入園したい (p6)

3 保育園・認定こども園(保育園部分)・地域型保育事業に入園したい

○入園までのこと

- ① 保育施設の決定や利用について (p8)
- ② 申請に必要な書類と締切日 (p10)
- ③ こんな場合はどうする? (p12)

○入園した後のこと

- ① 勤務先・住所等に変更があった (p17)
- ② 育児休業を取得する (p19)
- ③ 現在通っている園から転園したい (p21)
- ④ こんな場合はどうする? (p22)

4 幼児教育・保育の無償化について (p24)

5 保育料、保育時間のご案内 (p27)

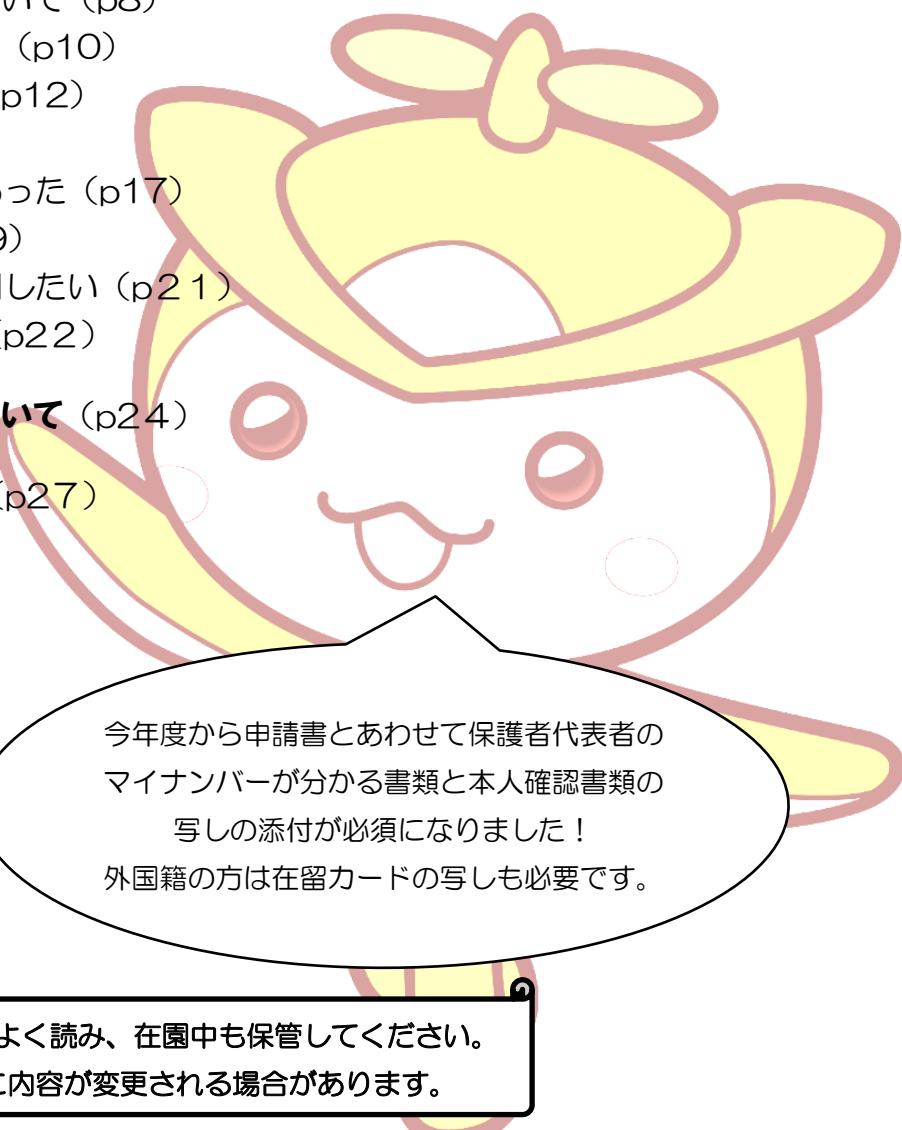
6 各施設・事業のご案内

- ① 私立幼稚園 (p34)
- ② 公立保育園 (p35)
- ③ 私立保育園 (p36)
- ④ 認定こども園 (p37)
- ⑤ 地域型保育事業 (p37)
- ⑥ 認可外保育施設 (p38)
- ⑦ 保育関連事業 (p39)

★ 令和6年度保育施設申込締切日

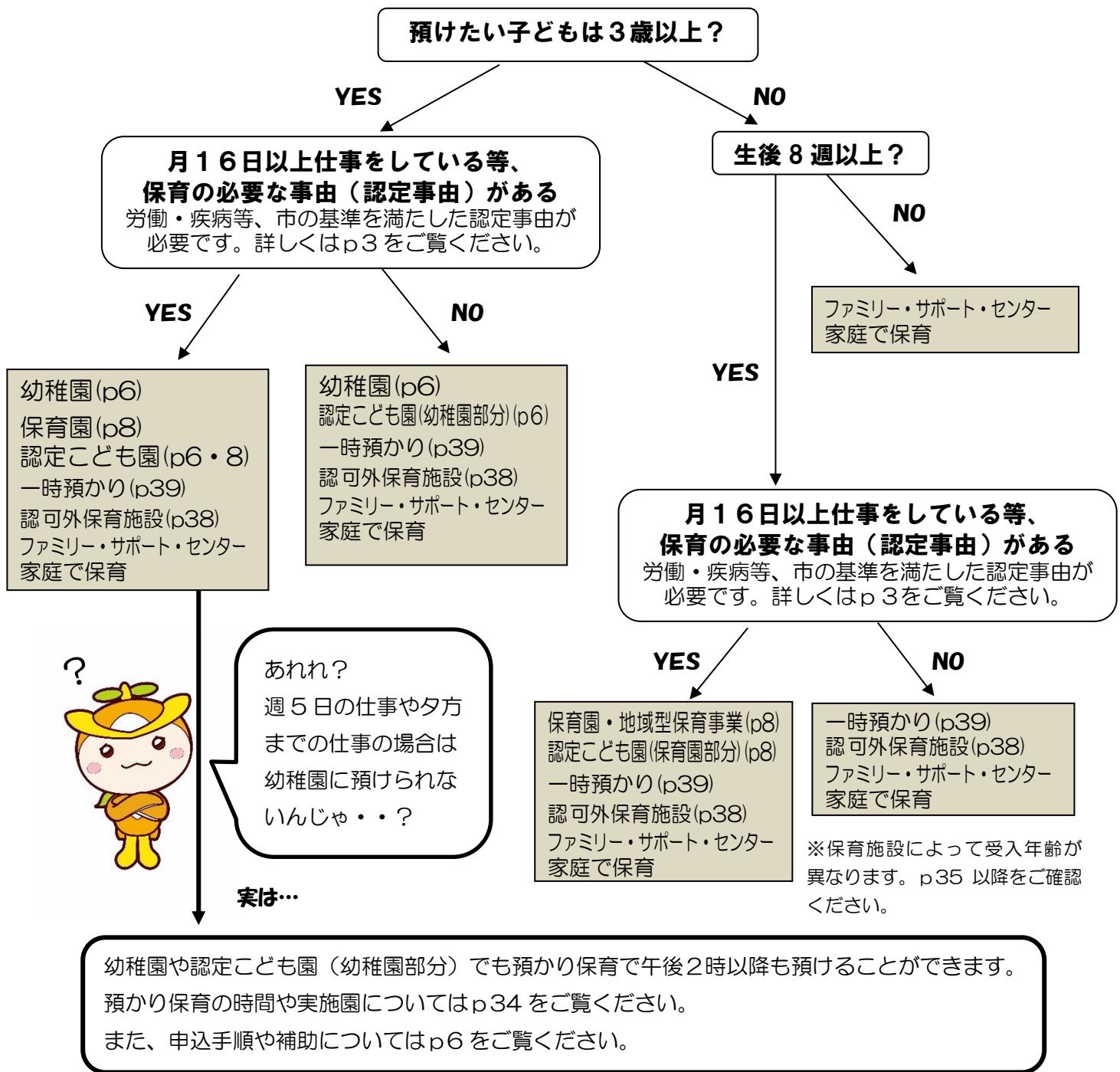
入園希望月	締切日
4月	令和5年11月10日(金)
5月	令和6年4月15日(月)
6月	令和6年5月15日(水)
7月	令和6年6月14日(金)
8月	令和6年7月12日(金)
9月	令和6年8月15日(木)
10月	令和6年9月13日(金)
11月	令和6年10月15日(火)
12月	令和6年11月15日(金)
1月	令和6年12月13日(金)
2月	令和7年1月6日(月)
3月	

詳しくは p 10をご覧ください。



申し込み前によく読み、在園中も保管してください。
※年度毎に内容が変更される場合があります。

自分に合った保育はどれ？フローチャート



認可保育施設以外に預けるなら？

一時預かり・・・保護者の就労や緊急時、保育施設等に一時的に子どもを預けることができます。

利用する場合は直接希望施設にお問い合わせください（p39）。

認可外保育施設・・・認可外保育施設は、全ての施設が所沢市による指導監督の対象です。

利用する場合は直接希望施設にお問い合わせください（p38）。

ファミリー・サポート・センター・・・利用登録をすると、子育て援助会員の紹介を受けることができます。

詳しくは所沢市ファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。

所沢市ファミリー・サポート・センター：04-2921-0070

はじめに【必ずお読みください】

①子ども・子育て支援新制度の概要

一人ひとりの子どもが健やかに成長することのできる社会の実現を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が成立し、平成27年4月から、この法律に基づく子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます）がスタートしました。

②施設・事業のご紹介

小学校就学前の施設としては、幼稚園と保育園だけでなく、両方の良さを併せ持つ認定こども園や、少人数の子どもを保育する事業（地域型保育事業）など、利用できる施設・事業の選択肢が増えています。子どもの年齢や利用時間、保育の必要な事由の有無によって選択してください。

認可保育施設（保育園・認定こども園（保育園部分）・地域型保育事業）の保育利用申請は市役所、それ以外は直接施設・事業者等へ申し込みます。（対象年齢は受入最小年齢を掲載しています。）

幼稚園（対象年齢　満3歳～5歳クラス）

- ・小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。
- ・利用時間は昼過ぎ頃までの教育時間のほか、施設によっては教育時間前後や長期休業日に預かり保育を実施しています（施設によって預かり保育の時間は異なります）。
- ・**保育の必要な事由によらず、どなたでも利用できます。**
- ・新制度に移行済みの施設と、未移行の施設があります（p34）。

認定こども園（対象年齢　8週～5歳クラス　※幼稚園部分は満3歳以上）

- ・幼稚園部分と保育園部分を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
- ・利用時間は短時間利用から長時間利用まで、利用者の都合に合わせて柔軟に利用できます。
- ・施設の利用時間や利用方法について、**幼稚園部分については上記幼稚園（新制度移行済み）と、保育園部分については下記保育園と同様です。**
- ・保護者が働かなくなったなど、保育の必要な事由がなくなった場合でも、幼稚園部分で継続して利用できる場合があります（対象児童が満3歳以上の場合）。

保育園（対象年齢　8週～5歳クラス）

- ・労働などのため、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行います。
- ・利用時間は夕方までの保育のほか、施設によっては時間外保育を実施します。
- ・**共働き世帯など、保育の必要な事由のある保護者が利用できます。**

地域型保育事業（対象年齢　8週～2歳クラス）

- ・保育園より少人数の単位（19人以下）で、子どもを預かる事業です。
- ・利用時間は夕方までの保育のほか、施設によっては時間外保育を実施します。
- ・**共働き世帯など、保育の必要な事由のある保護者が利用できます。**

③教育・保育給付認定について

新制度では、教育・保育を受けられるかどうかを、子どもの年齢や保育必要性の有無に応じて認定し、支給認定証を交付しています（以下「教育・保育給付認定」といいます）。

支給認定証は、施設を退園・卒園するときに返却又は破棄してください。

【表1】教育・保育給付認定の区分

年齢	保育 必要性	区分		希望する教育・保育の形態
3歳 以上	なし	1号認定 （教育標準時間認定）		教育を希望する場合
	あり	2号認定 (保育認定)	どちらか	「保育の必要な事由」に 該当し、保育を希望する場合
3歳 未満	あり	3号認定 (保育認定)	どちらか	「保育の必要な事由」に 該当し、保育を希望する場合

（注ア）保育標準時間は最長11時間、保育短時間は最長8時間の保育必要量になります（p5）。

④教育・保育給付認定の申請方法(支給認定証のみ受けたい場合)

幼児教育・保育の無償化に関する認定はp24をご覧ください。

各施設の利用を希望する場合は別途申請が必要です。幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の申込みはp6、保育園・認定こども園（保育園部分）・地域型保育事業の申込みはp8をご覧ください。

主に企業主導型保育事業等の利用の際に必要となることがあります。

◆教育・保育給付認定2号または3号認定の申請

必要書類：①教育・保育給付認定申請書兼現況届

+

保育の必要な事由に対応する必要書類（p3）

（父母それぞれの分が必要です）

**必要書類の様式は所沢市ホームページ又は
保育幼稚園課にて配布しています。**

提出先：所沢市役所保育幼稚園課

結果通知：郵送で支給認定証を発送します。



教育・保育給付認定が決定した場合、支給認定証を発行します。認定証の発行までにかかる期間はおよそ1か月です（4月入園のみ2か月程度お時間をいただきます）。

原則、認定開始日の遅りはできません。施設の利用開始前にお手続きください。

⑤保育の必要な事由(認定事由)

保育必要性のある教育・保育給付認定(2・3号認定)を受ける場合、「保育の必要な事由」(以下「認定事由」といいます)に該当することが必要です。父母それぞれいずれか一つ(合算不可)の認定事由を選択し、必要条件を確認の上、該当する必要書類をご用意ください。

必要書類については、p10 の受付開始日以降(4月入園申込み時のみ9月1日以降)に作成・発行されたものをご提出ください。教育・保育給付認定のみを受けたい場合は、発行から3か月以内のものであれば構いません。

【表2】認定事由の種類・条件と必要書類

認定事由ごとの利用調整指数については「⑧利用調整指数表」をご覧ください。

認定事由 (いずれか一つ選択)	必要条件	必要書類 (様式はホームページ又は保育幼稚園課で配布)
労働 (注イ)	1日実働4時間以上、月16日以上かつ実働64時間以上の勤務をしていること	就労証明書 + 自営業の場合追加書類が必要(注イ)
出産 (注ウ)	出産(予定)日の前1か月から出産後2か月の間であること	母子手帳の出産予定日記載ページの写し+母の名前記載ページの写し
保護者の 疾病・障害	障害・精神福祉・療育手帳のいずれかの取得、又は診断書で保育が必要であることが確認できること	障害・精神福祉・療育手帳の写し又は保育幼稚園課指定の⑥診断書 内容から保育が必要であることが明らかであれば指定外の診断書でも可
同居親族等の 介護・看護	介護・看護に週16時間以上(月16日以上かつ64時間以上)従事していること	[介護・看護対象の診断書 又は 障害・精神福祉・療育手帳・介護保険証の写し] + 介護・看護のスケジュール表
災害	地震、風水害、火災等の災害を被り、復旧にあたっていること	罹災証明書 又は 罹災届出証明書
求職活動 (注エ)	求職活動を行っていること	⑤勤務内容・求職活動に係る誓約書
就学 (注オ)	学校、専修学校、各種学校又は職業訓練校などで週16時間以上就学すること(月16日以上かつ64時間以上)	[在学証明書 又は 合格通知 又は 各種通知(ハローワークでの職業訓練の場合)] + 時間割等のスケジュール表
虐待・DV	虐待やDVを受けている(おそれがある)こと	公的機関等からの書類(注カ)
育児休業 (注キ)	育児休業以前から労働の認定事由で同一の施設等を利用しており、下の子の育児休業中も継続して利用を希望する場合	育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書(在園施設で配布)
その他	上記に類する状態にあり、市長が認めた場合	

- (注イ) 会社に雇用されている場合、会社に「就労証明書」を記入していただきます。
 所定労働時間の定めがない場合は、過去3か月の就労時間及び就労日数の平均を算出してください。
 自営業を営んでいる場合、「就労証明書」はご自身で記入していただき、自営業を営んでいることの証明（「商業登記簿謄本」「確定申告書（第一表+収支内訳書又は決算書）」「委託契約書」「営業許可書」「開業届」のいずれかの写し）と、勤務内容のわかるスケジュール表（ひと月あたりの就労日数及び一日当たりの就労時間・休憩時間のわかるもの）を添付してください。
 委託・請負による仕事の場合も自営業の場合と同様にご自身で記入してください。
 その他不明な点については就労証明書裏面をご確認ください。
- (注ウ) 出産要件で認定された場合、認定期間は最長で産後2か月までです。本要件は延長及び別の要件に切り替えることができず退園となります。認定期間終了後も利用を希望する場合、新たな認定事由で再度申込みが必要です。
- (注エ) 認定後、3か月以内に就労し「就労証明書」を提出することが条件です。
 内定中や起業準備中等、勤務内容は決まっているが「就労証明書」が提出できない場合、「⑤勤務内容・求職活動に係る誓約書」に勤務内容を記載することができます。その場合の認定期間は1か月となり、1か月以内に改めて「就労証明書」の提出が必要です。
 なお、勤務開始前であっても「就労証明書」で勤務内容を確約できる場合は労働として扱います。
- (注オ) 主に学校教育法第1条、第124条、第134条第1項に規定する教育施設（準する施設を含む）が対象です。ハローワークでの職業訓練を受けている場合は在学証明書等の代わりにハローワークの発行する「職業訓練受講指示書・職業訓練受講推薦通知書・就職支援計画書」のいずれかが必要です。時間割等のスケジュール表がない場合、就学予定(保育短時間)として扱い、認定期間が1か月となります。1か月以内に改めてスケジュール表の提出が必要です。
- (注カ) 次のいずれかの書類によって虐待やDVの事実を確認できることが必要です。
 - ・配偶者暴力相談支援センター等の「配偶者からの暴力の被害者の保護等に関する証明書」（保護の事実が確認できる場合）又は裁判所からの「保護命令」
 - ・所沢児童相談所又は所沢市こども未来部こども家庭センターからの依頼通知又は文書
- (注キ) 下の子の育児休業中も継続して保育施設等の利用を希望する場合、「育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書」にて、育児休業の認定事由への変更手続きが必要です。詳しくはp19をご覧ください。
- ◆父母どちらかの必要書類を用意できない場合**
- 原則父母の書類を揃えていただく必要があります。ただし、次に該当する場合は不足分に代わる書類の提出をもって申請できる場合があります。
- 離婚、又は未婚の場合・・・戸籍謄本の写し
 DVとその他の事情による場合・・・「⑦離婚を前提とした別居中等の誓約書」で指定する書類
 ※所沢市外に住民票がある場合は保育幼稚園課にお問合せください。

【表3】認定事由ごとの認定期間(注ク)

認定事由	認定期間	認定事由	認定期間
労働	就学前までの保育が必要な期間	求職活動	求職開始日の3か月後の月末まで
出産	産後2か月後の月末まで(注ウ)	就学	卒業見込の月末まで(注オ)
保護者の 疾病・障害	治療見込期間の月末まで	虐待・DV	証明書等の証明日から1年
同居親族等の 介護・看護	就学前までの保育が必要な期間	育児休業	下の子の育児休業または就学前までの育児休業がある期間の月末まで（詳細はp19）
災害	全壊・大規模半壊罹災年月日から1年	その他	状況に応じて

(注ク) 3号認定の場合、上記期間か「3歳になる誕生日の前々日」のいずれか早い日まで

⑥保育の必要量

教育・保育給付認定のうち2・3号の認定を受けると、提出書類の内容に応じて、保育の必要量が「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに区分されます。

保育標準時間（最長11時間）	主にフルタイムでの従事を想定した利用時間
保育短時間（最長8時間）	主にパートタイムでの従事を想定した利用時間

- ◆認定事由ごとの保育の必要量は、以下の表のとおりです。
- ◆保育の必要量の希望がない場合、保育標準時間の条件を満たしていれば保育標準時間、満たしていない場合は保育短時間で認定します。条件については【表4】をご覧ください。
- ◆保育標準時間の条件を満たしている場合も、ご希望により保育短時間に変更することは可能です。
- ◆実際に保育できる時間については、原則認定事由に基づく理由のある時間（「労働」であれば通勤+労働+帰宅にかかる時間、「就学」であれば通学+授業+帰宅にかかる時間）となります。具体的な時間や取扱いについては、預ける保育施設が決定します。
- ◆心身に障害や言葉の遅れ等がある場合（p12）については、当初は保育短時間で認定します。

【表4】認定事由ごとの保育の必要量

認定事由	保育の必要量
労働	月の実働時間が120時間以上で標準時間を選択可能（注ヶ）
出産	無条件で標準時間を選択可能
保護者の疾病・障害	無条件で標準時間を選択可能
同居親族等の介護・看護	月の従事時間が120時間以上で標準時間を選択可能（注コ）
災害	無条件で標準時間を選択可能
求職活動	短時間認定のみ（注サ）
就学	月の授業時間が120時間以上で標準時間を選択可能（注コ）
虐待・DV	無条件で標準時間を選択可能
育児休業	短時間認定のみ
その他	無条件で標準時間を選択可能

（注ヶ）例外として、月の実働時間が120時間以上でない場合も、月の実働時間が100時間以上あり、かつ月の休憩時間を含んだ労働時間と往復通勤時間の合計が120時間以上となる場合は保育標準時間を選択することができます。

（注コ）同居親族等の介護・看護、就学の場合の保育の必要量は、労働における保育の必要量算定基準に準じて認定します。

（注サ）勤務内容は決まっているが、「就労証明書」が提出できず、「⑤勤務内容・求職活動に係る誓約書」に勤務内容を記載した場合は、（注ヶ）と同様に保育の必要量を認定します。

2 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)に入園したい

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)(以下「幼稚園等」といいます)への入園を希望する場合、希望園への申込み(園へ直接)が必要です。

幼稚園等と同時に保育園・認定こども園(保育園部分)・地域型保育事業を申込む場合は、幼稚園等の入園申込みとは別に、市役所へ申込みをしてください(p8)。

幼稚園には、新制度に移行している園と、移行していない園があります。**新制度移行済の幼稚園はp34でご確認ください。幼児教育・保育の無償化についてはp24をご覧ください。**

【表5】新制度移行済の園と移行していない園の違いについて

	新制度に移行していない幼稚園	新制度に移行済の幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
対象年齢	満3歳以上	
認定区分	施設等利用給付認定 1号認定	教育・保育給付認定 1号認定
提出書類	希望園ごとの書類で申込み(願書) +施設等利用給付認定申請書兼現況届 +税額等の証明書(注シ)	希望園ごとの書類で申込み(願書) +①教育・保育給付認定申請書兼現況届 +税額等の証明書(注シ)
申込期限	希望園ごとの期限までに申込み	
提出先	希望園に直接	

(注シ) 令和5年1月1日時点で市外の住所地の場合等、詳細は③税額等の証明書参照

◆幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)への申込スケジュール例(4月入園)

※4月入園以外の申込スケジュールについては施設に直接お問い合わせください。

【ステップ1】入園申込み

- ・9月～10月頃、希望園に申込期限等を確認します。
- ・11月上旬頃、希望園に確認した提出書類(願書)を提出します。

【ステップ2】入園内定

- ・11月中旬頃、希望園から内定の連絡があります。別途面接がある場合もあります。

【ステップ3】園を通じて1号認定の申請

- ・11月～12月上旬頃、園へ提出書類を提出します。

【ステップ4】認定証の交付

- ・1月～3月頃、認定証が郵送で届きます。

まずは希望の園に問い合わせてみよう!

【ステップ5】入園

- ・利用契約を締結します(園と利用者が直接契約します)。



幼稚園等の預かり保育について

幼稚園等では教育時間前後の預かり保育を実施しており、保護者の労働や兄弟姉妹の学校行事などの理由で預けることができます。各園の実施状況はp34をご参照ください。

私立幼稚園の利用を検討してみませんか？

保育施設各園では、それぞれが保育指針を掲げ、特色ある保育を行っていますが、私立幼稚園各園でも、それぞれが教育目標を掲げ、特色ある教育を行っています。

私立幼稚園各園では教育時間の前後に預かり保育を実施していて、保護者の労働などの理由で預けることもできます。「うちは共働きだから、幼稚園には預けられない…」とお考えの方、ご家庭の労働条件に合う幼稚園が見つかるかもしれませんので、私立幼稚園の利用を検討してみてはいかがでしょうか？

（各園の預かり保育の実施状況はp34をご覧ください。）

保育幼稚園課では保育施設等の情報冊子を作成し、保育施設および私立幼稚園各園の教育目標や特色、その他PRポイント等を紹介していますので、そちらもぜひご覧ください。

※4月入園は11月上旬頃、その他の時期の入園は随時受付

幼稚園の入園手続きはp6をご覧ください。



●私立幼稚園の利用料等の保護者負担は？

令和元年10月1日より、国の施策として幼児教育・保育の無償化が実施され、幼稚園に在園する満3歳から5歳児クラス（小学校就学前）までの子どもの利用料の、全部または一部が無償となりました。詳細はp24～26をご覧ください。

●保育施設と幼稚園は何が違う？

	保育施設	幼稚園
利用できる保護者	労働（月64時間以上、月16日以上勤務）等、p3の条件を満たす家庭で保育のできない保護者	どなたでも利用できます。
対象年齢	0歳から小学校就学前 (地域型保育事業等一部施設は、0～2歳児クラス)	満3歳～小学校就学前 (施設によっては受け入れ年齢が異なる場合があります)
利用時間	夕方までの保育のほか、施設により時間外保育を実施	昼過ぎまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の長期休業日等(夏休み等)の預かり保育を実施
保護者負担	3～5歳児クラスの全世帯及び0～2歳児クラスの非課税世帯は無償 ※0～2歳児クラスの課税世帯は、所得に応じて保育料がかかります。詳しくは、p27をご覧ください。 ※時間外保育料、各種実費等は無償化対象外です。	【新制度移行済幼稚園】 標準的な利用料（教育時間）が無償 【新制度未移行幼稚園】 標準的な利用料（教育時間）のうち、月額25,700円まで無償 ※預かり保育の無償化対象については、p24～26をご覧ください。 ※各種実費、その他教育に係る費用等は無償化対象外ですので、費用の詳細は各園にお問い合わせください。 ※実費のうち副食費については、年収360万円未満相当世帯の子どもと全所得世帯の第三子以降（幼稚園は小学校3年生、保育所は小学校就学前までの範囲でカウント）に該当する子どもの場合は、免除又は助成されます。

3 保育園・認定こども園（保育園部分）・地域型保育事業に入園したい

○入園までのこと

①保育施設の決定や利用について

保育園・認定こども園（保育園部分）・地域型保育事業（以下「保育園等」といいます）への入園を希望する場合、申請書類（p10）を所沢市役所保育幼稚園課に提出し、利用調整（選考）の結果、入園内定となる必要があります。

Q 入園する児童はどうやって決まるのですか？（利用調整について）

ご提出いただいた申請書類等に基づき、どれくらい保育を必要としているかを利用調整指数（以下「指数」といいます）という数値にします。

希望している施設の空きに対し、空き数以上の希望児童がいた場合、指数の高い方から順番にご案内します。指数が同点の場合は、基本指数を比較する等の方法で順位付けを行います。

内定後は内定児童・保護者が内定施設と面接を行い、最終的に入園できるかが決まります。

Q 保育園等を利用できる人はどんな人ですか？

保育の必要性がある教育・保育給付認定（2・3号認定）を受けた人が利用できます。

教育・保育給付認定については、保育園等の申込みと同時に申請となります。

保育の必要な事由についてはp 3をご確認ください。

Q 保育園等はいつまで利用できますか？

原則教育・保育給付認定の認定期間終了日まで利用できます（2歳クラスまでの施設もあり）。

◆入園までの申込スケジュール例

【ステップ1】保育の必要性の認定申請・入園申込み

- 15 毎
日
月
頃
ま
で
- 入園希望月の締切日（p10）までに申請書類を保育幼稚園課へ提出します。
教育・保育給付認定の申請も同時に行うことができます。
(4月入園のみ保育園等でも受付します)
提出後の書類の変更も締切日までであれば可能です。
(4月入園のみ有効書類の申請内容変更は12月15日まで)

【ステップ2】利用調整（選考）

- 18 每
日
月
頃
- 締切後、提出された書類をもとに利用調整（選考）が行われます。
 - 結果については結果発送後であれば直接お問い合わせいただけます。

【ステップ3】認定証の交付、利用調整結果の通知

- 20 每
日
月
頃
- 支給認定証と利用調整結果の通知が郵便で届きます。
4月入園の場合、認定証は12月下旬、結果通知は2月中旬発送となります。

【ステップ4】内定施設で面接

- 26 每
日
月
頃
- 内定した場合、各施設に直接連絡し、面接（対象児童同伴）を行います。
4月入園は2月下旬頃までを予定しています。

【ステップ5】入園（翌月1日から登園開始）

- 利用契約を締結します。保育園の場合は入園決定通知を発送します。

☆入園申込の前に知っておいてほしいこと

- ◆入園は毎月1日付けです。月途中での入園はできません。
- ◆申込みは、申請者からの取り下げがない限り、年度内（3月入園まで）は有効です。
- ◆利用調整結果通知は、初回の結果通知以外では申請内容の変更（希望園や勤務先等の変更）があった場合、内定した場合にお送りします。
それ以外で結果通知を希望される場合は「⑨施設等申請変更届出書」をご提出ください。

【表6】令和6年度クラス年齢早見表

クラス	生年月日	クラス	生年月日
0歳児	R5.4.2～(注ス)	3歳児	R2.4.2～R3.4.1
1歳児	R4.4.2～R5.4.1	4歳児	H31.4.2～R2.4.1
2歳児	R3.4.2～R4.4.1	5歳児	H30.4.2～H31.4.1

(注ス) 0歳児の保育実施月齢は施設によって異なります。

◎希望施設の選び方ガイド

- まず、表紙裏のフローチャートやp35以降の一覧を見ながら、行きたい園を選びます。
- 次に、施設訪問や電話等で、希望施設の開所時間（時間外保育含む）、保育可能月齢、子どもに合った対応の可否（投薬・アレルギーの対応含む）、保育料以外の費用等、重要事項を必ず希望施設にご確認ください。
- 訪問する時間がない場合も、電話での確認をお願いします。
- お車での送迎を希望する場合、車送迎の可否や駐車場の状況等を事前にご確認ください。

! ポイント !

希望施設は、通園できる範囲で、できるだけ多くの施設を希望してください。

2歳児クラス以下であれば、地域型保育事業も希望できます。多くの施設を希望すれば、少数の施設のみを希望の場合に比べ、入園できる可能性が高まります。

あらかじめよくご検討の上、希望施設を選んでください。

! 注意 !

内定を辞退又は取消となった場合は、いかなる事情であっても原則次回以降の利用調整時に指紋上のマイナスが付き、不利になります(p13)。思っていた広さでない、雰囲気が合わない、食事に対応できない等の事情による辞退でも同様のため、事前によく確認した上で希望施設を選びましょう。



②申請に必要な書類と締切日

【表7】申請書類について（様式はホームページ又は保育幼稚園課にて配布）
認定事由ごとの必要書類は、入園希望月の1日（復職予定の場合は復職する日）時点で確約できる内容の書類をご提出ください（注セ）。

必須書類	<input type="checkbox"/> ①教育・保育給付認定申請書兼現況届	必須
	<input type="checkbox"/> ①-1教育・保育給付及び施設の利用申請に関する確認	必須
	<input type="checkbox"/> ①-2番号確認書類・本人確認書類 添付台紙	必須
	<input type="checkbox"/> 父の認定事由ごとの必要書類（p3）	選択必須
	<input type="checkbox"/> 母の認定事由ごとの必要書類（p3）	選択必須
	<input type="checkbox"/> ⑧利用調整指標表	必須
	<input type="checkbox"/> ⑪認可保育施設への入園申込に必要な書類 チェックシート	必須
該当する場合に必要	<input type="checkbox"/> 税額等の証明書 (令和5年1月1日時点で市外の住所地の場合等、詳細は③税額等の証明書参照)	
場合により加点になる（減点が外れる）書類	<input type="checkbox"/> ④「一時保育・認可外・事業所内・企業主導型」保育施設利用証明書 (一時保育等で1か月以上かつひと月あたり12日以上の利用実績がある場合)	
	<input type="checkbox"/> ⑩保育士加算に関する確約書 + 保育士証	
	<input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証 (生計を維持する者が自己都合によらない失業により3か月以内に離職し、離職理由コードに11、12、21、22、31、32のいずれかが記載されている場合)	
	<input type="checkbox"/> 65歳未満の同居祖父母が保育に当たることができない書類（就労証明書や診断書等）	
	<input type="checkbox"/> 所沢市への転入予定（転入予定地・予定日・氏名）がわかる書類（賃貸借契約書等） (申請時点で市外の住所地の場合)	

（注セ）必要書類については、受付開始日以降に作成・発行されたものをご提出ください。※4月入園申込み時のみ9月1日以降

【表8】令和6年度申込期間・場所

入園希望月	受付開始日	締切日	受付場所（注ソ）
4月	令和 5年 11月1日(水)	令和 5年 11月10日(金) 変更締切 令和 5年 12月15日(金)	(注タ)
5月	令和 6年 2月1日(木)	令和 6年 4月15日(月)	窓口・郵送・マ
6月	令和 6年 3月1日(金)	令和 6年 5月15日(水)	窓口・郵送・マ
7月	令和 6年 4月1日(月)	令和 6年 6月14日(金)	窓口・郵送・マ
8月	令和 6年 5月1日(水)	令和 6年 7月12日(金)	窓口・郵送・マ
9月	令和 6年 6月1日(土)	令和 6年 8月15日(木)	窓口・郵送・マ
10月	令和 6年 7月1日(月)	令和 6年 9月13日(金)	窓口・郵送・マ
11月	令和 6年 8月1日(木)	令和 6年 10月15日(火)	窓口・郵送・マ
12月	令和 6年 9月1日(日)	令和 6年 11月15日(金)	窓口・郵送・マ
1月	令和 6年 10月1日(火)	令和 6年 12月13日(金)	窓口・郵送・マ
2月	令和 6年 10月1日(火)	令和 7年 1月 6日(月)	窓口・郵送・マ
3月	令和 6年 10月1日(火)	令和 7年 1月 6日(月)	窓口・郵送・マ

（注ソ）受付場所の「窓口」は所沢市役所2F保育幼稚園課窓口（平日8:30～17:15）、「郵送」は書留での郵送、「マ」はマイナポータルでの電子申請を表しています。

（注タ）4月入園の受付場所・時間については、「令和6年4月入園を希望される方へ」をご覧ください。

- ◆申込みは市役所窓口での受付のほか、インターネット（マイナポータル）や郵送でも受け付けています。郵送の場合は書留またはレターパック等の追跡可能な郵送方法で、締切日必着で郵送してください。書類が到達しなかった場合、市では責任を負いかねますのでご了承ください。マイナポータル申請での必要機材（パソコンやカードリーダー等）や方法については、所沢市ホームページまたはマイナポータルをご覧ください。
- ◆申請書類に不備があった場合、利用調整（選考）の対象外となることがあります。不足書類等も必ず締切日までに提出してください。
- ◆申請書類に虚偽の記載があったり、利用希望月の初日(復職した日)の状況が申請書類の内容と異なることがわかった場合は、利用調整（選考）結果が取消となる場合があります（既に入園していた場合は事実の判明した時点で退園していただく場合があります）。
- ◆令和5年度と令和6年度の申込みを併願された場合、令和5年度に入園・転園が決まると、令和6年度の申請は自動的に取り下げとなります。入園・転園した施設から令和6年度に更に転園を希望される場合は、改めて申請をしていただく必要があります。
例）令和6年2月申請と令和6年4月申請をしている場合、2月に入園・転園できた場合、4月の申請は自動的に取り下げとなります。
※入園・転園した施設の保育実施年齢により、令和5年度末で卒園・卒室となる場合は、令和6年度の申請も引き続き有効となります。
※令和6年4月入園の有効書類申請締切日は令和5年12月15日（金）までなので、令和6年1月以降に入園・転園し、令和6年度に改めて転園を希望する場合は、早くとも5月転園からとなります。
- ◆次の場合は、入園申込みが無効になります。無効となった後に入園を希望する場合は、再度申込みが必要になります。
 - ・所沢市民として所沢市内の保育施設等の入園申込み中に、所沢市外へ転出した場合（引き続き申込みの継続を希望する場合は、転出先の市区町村を経由して、再度申込み手続が必要です。）
 - ・明らかに保育を必要とする認定事由に該当しないことが確認できた場合
- ◆入園後おおよそ1～2週間程度、子どもが施設に慣れるまでの間は通常より短い時間での「受入保育（ならし保育）」を行います。「受入保育（ならし保育）」の期間は、年齢や慣れやすさによって個人差があります。詳細は、希望する施設にご確認ください。
- ◆内定後には内定施設で面接を行いますが、その際に事前に確認した開所時間（時間外保育含む）・保育内容（投薬・アレルギー対応含む）・保育料以外の費用等、施設利用のための重要事項を改めて確認してください。
事前に確認していないことにより、施設で受入ができず内定辞退となった場合も利用調整上不利になる（p13）ため、必ず事前の確認をお願いします。

③こんな場合はどうする？

書類提出時から希望する施設、勤務先や住所等、状況に変更があった場合

- ◆変更内容に応じた書類を締切日（p10）までに保育幼稚園課までご提出ください。
 - ・希望施設の変更をする場合 ⇒ 「⑨施設等申請変更届出書」
 - ・住所の変更があった場合 ⇒ 「⑨施設等申請変更届出書」
 - ・就労証明書の内容に変更があった場合 ⇒ 「⑨施設等申請変更届出書」+「就労証明書」
 - ・妊娠がわかった場合 ⇒ 「⑨施設等申請変更届出書」+出産予定日と母の名前がわかる母子手帳の写し
 - ・マイナンバーが判明した場合 ⇒ 「⑨施設等申請変更届出書」+確認書類（①-2）
 - ・その他追加書類を提出する場合 ⇒ 「⑨施設等申請変更届出書」+追加書類
- ◆利用調整は入園希望月の1日時点の状況で行います。そのため、実際の状況と利用調整時の状況が異なる場合、利用調整の取消となることがありますので、申請内容に変更があった場合はできる限り速やかに保育幼稚園課に申告してください。特に**申込み後、入園までに勤務先を辞める・変更する場合は、新たな勤務先の勤務条件が申請時の状態と同等であるか**よくご確認ください。
- ◆育児休業からの復職予定で内定した場合、元の勤務先に審査時の条件で復職できない場合は入園取消となります。

子どもに食物アレルギーや疾患等がある場合

- ◆子どもに食物アレルギーや疾患等がある場合、安全を確保するため、必ず事前に、**希望する全ての施設**の施設長に現在の除去内容や症状などを詳しく伝え、対応が可能かどうかご相談ください。対応可能の確認がとれていない場合、内定が出ても入園できない場合があります。
- ◆申込み後、子どもの成長過程の中で食物アレルギー等が確認された場合や病気、発育状況で気になること等がある場合も同様に、速やかに保育幼稚園課及び希望施設にご相談ください。
- ◆子どもに食物アレルギーや疾患等がある場合は、内定面接後、診断書又は生活管理指導表を内定施設に提出してください。（内定面接時に様式をお渡しします。）

心身に障害や言葉の遅れ等がある場合

- ◆毎年8月下旬頃から心身に障害等のある子どもの翌年4月入園について、保育幼稚園課の担当職員による入園相談を行っています。加配の必要があるか、保育園で安全に保育できるか判断するために必要ですので、心身に障害や言葉の遅れ等がある場合は必ずご相談ください。
- ◆障害等の程度により、保育士による加配をつけて保育するため施設との調整を要することから4月入園のみの受付となります（混合保育）。面接・観察保育を実施し、子どもの状況を把握し集団保育の可否について審査を行います。
- ◆審査会で可と判定された場合、混合保育として加算した上で利用調整を行います。その場合においても、希望施設に欠員がない等の理由で入園できない場合があります。
- ◆混合保育として入園する場合においても、両親ともに仕事をしているなど、認定事由（p3）に該当していることが必要です。（申請対象児童の介護・看護を認定事由とした入園申請は出来ません。）



※医療的ケアのある子どもの翌年4月入園については、8月下旬頃から入園の相談を行います。詳しくは保育幼稚園課までお問い合わせください。

申請を取り下げたい、内定を辞退したい又は内定が取消となった場合

- ◆ 「⑨施設等申請変更届出書」にその旨を記載してご提出ください。
- ◆ 内定を辞退した又は取消となった場合、辞退・取消対象となった入園希望月と同年度内（3月入園まで）の利用調整で減算ができます。
4月入園については、前年度12月～3月入園で辞退・取消があった場合に減算となります。

申請時には市外に住んでおり、市内の保育園等を申込む場合

- ◆ お住まいの自治体の窓口に申込みます。必要書類（p10、お住まいの自治体の様式でも可）を用意し、所沢市の締切日の1週間前を自安に**お住まいの自治体へご提出ください。**
お住まいの自治体によっては、p10記載の書類以外に別途書類が必要な場合があります。
- ◆ お住まいの自治体の認定事由だけでなく、所沢市の認定事由（p3）も満たす必要があります。
- ◆ 申込みができる条件は次のいずれかに該当する場合です。
 - ・ 入園月の前月末までに所沢市に転入する予定がある
 - ・ 入園希望月の1日時点で勤務先が所沢市にある
 - ・ 所沢市への里帰り出産（出産要件）
- ◆ 原則所沢市民が優先の利用調整となり、減算ができます。ただし、里帰り出産の場合、又は所沢市への転入予定が確認できる書類の提出がある場合は、減算がつきません。
転入予定が確認できる書類とは、「氏名」「転入予定日」「住所」の確認できる書類のことです。
例）賃貸借契約書、建築請負契約書、同居予定先の世帯主の誓約書等
- ◆ 利用調整結果は、原則お住まいの自治体を通して通知されます。
- ◆ 所沢市への転入予定で申込みをした場合、入園月の前月末までに所沢市の住民でなければ、入園取消となります。**そのため入園月の前月末までに転入の手続きを行ってください。**
- ◆ 転入後は速やかに保育幼稚園課窓口で転入後の手続を行ってください。

申請時には市内に住んでおり、市外の保育園等を申込む場合

- ◆ 所沢市から申請書類を郵送する都合上、申込みたい保育園等のある自治体の締切日の1週間前までに、**所沢市役所保育幼稚園課に必要書類をご提出ください。**
- ◆ 申込みの可否や必要書類、締切日について、あらかじめ申込み先の自治体にご確認ください。
- ◆ 申込みした自治体から所沢市に通知があり次第、所沢市から結果を通知いたします。

入園できなかった場合

- ◆ 利用調整（選考）は、利用調整指数の高い方から順に行います。各施設・事業には受入可能な定員の枠がありますので、結果として希望施設に入園ができない場合があります。
- ◆ 一時預かり事業（p39）を利用する場合は、直接施設にお申込みください。
- ◆ 満3歳以上の子どもの場合、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）でも園により18時頃まで預けられる場合があります。幼稚園等の入園について、詳しくはp6をご覧ください。
- ◆ 利用調整（選考）の結果、保留となつても、翌月以降、継続して利用調整を行いますので、毎月申込みをする必要はありません。
ただし、令和6年度の申請書の有効期限は、令和7年3月入園分までです。令和7年4月以降の入園を希望する方は別途、令和7年度の申込みをしていただく必要があります。
- ◆ 入園の希望をしなくなった場合は、入園の申込みを取下げてください。



よくある質問

本項目に記載のないQ & Aについて、「利用調整指數の考え方」(所沢市ホームページに掲載)も併せてご確認ください。

Q 入園する子どもはどうやって決まるのですか？（利用調整について）

ご提出いただいた申請書類等に基づき、どれくらい保育を必要としているかを利用調整指數（以下「指數」といいます）という数値にします。

希望している施設の空きに対し、空き数以上の申請児童がいた場合、指數の高い方から順にご案内します。指數が同点の場合は、基本指數の比較等の方法で順位付けを行います。

Q 自分の指數は何点になりますか？

準備した申請書類等を見ながら、⑧利用調整指數表の当てはまる項目に○をつけてみてください。○のついた項目の指數を合計したものが指數になります。

最終的な指數は市の複数の職員が内容を確認し、必要があれば修正を加えたものになります。同じ認定事由でも申請書類によって指數が異なりますので、ご自身の当てはまる項目がわからない場合は「**利用調整指數の考え方**」をご覧いただくか、保育幼稚園課までお問い合わせください。なお、ご自身の指數について、確定した指數は利用調整後でないとお答えできませんのでご承知おきください。

Q 入園しやすい申請方法はありますか？

通える範囲で希望施設を増やすことが近道です。

また、次の申請方法で選考上有利になることは**ありません**。

- ・1つの園のみ希望する（転園申請の場合一部例外があります。詳しくは所沢市ホームページに掲載している「利用調整指數表の考え方」をご確認ください。）
- ・希望施設記入欄に同じ施設を重複して記入する（希望順で最上位の記載のみ有効）
- ・受付開始日からすぐに申込む
- ・窓口（所沢市役所保育幼稚園課又は各保育施設）で直接申込む

Q 支給認定証が届いたが、これで入園できるということですか？

支給認定証は保育を受ける資格が認められたことの証明です。希望する施設を利用できるかどうかは利用調整によって決まるため、別途利用調整結果通知書の到着をお待ちください。

Q 兄弟姉妹で同時に申込む場合、または提出書類に変更がある場合、書類は1人1セット必要ですか？

子ども1人につき1セット揃えていただく必要があります。

ただし、就労証明書等の証明書類については、原本が1部あれば兄弟姉妹分はコピーで問題ありません。

既に在園している兄弟姉妹がいる場合は、別途「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」と必要書類の提出が必要です。

Q兄弟姉妹で同時に申込む場合、入園する園を揃えたい時はどうすればいいですか？

「①教育・保育給付認定申請書兼現況届」の下部で希望方法を選択できます。

同園優先⇒できれば同園がいいが、別園もしくは一人のみの入園でも可

同月入園⇒同じ月内で兄弟姉妹全員入園できれば別園でも可、一人のみの入園は不可

同時同園⇒同じ月に同じ園に入園できる場合のみ可、一人のみ入園・兄弟姉妹別園は不可

Q兄弟姉妹で「同園優先」を選択して申込み、一人のみ内定となりました。育児休業からの復職予定で申込みましたが、兄弟姉妹全員が入園できなくても復職する必要がありますか？

育児休業からの復職予定で申込みした場合、一人でも内定になつていれば、翌月1日までに復職する必要があります。復職できない場合、内定取消(辞退)又は入園取消となりますので、兄弟姉妹全員が内定とならない場合も考慮した上で、兄弟姉妹で同時に申込む場合の希望方法を選択してください。

Q空き状況はどこで公開しているのですか？

所沢市ホームページ又は所沢市役所保育幼稚園課窓口で公開しています。

5月～1月入園の空き状況は入園希望月前月の7日前後、4月入園の空き状況は11月1日前後に公開します。2・3月入園の空き状況は申込締切が他の月より早いため公開しておりません。

また、空き状況はあくまで公開時点の予定です。公開時点で空いていない施設も利用調整時に空きがあることがあるため、空き状況にとらわれず希望施設を選択してください。

Q空き状況で空きの多い施設がありました。その施設を希望順で1番目にすれば入園しやすくなりますか？

利用調整は指數の高い方から順に行うため、希望施設の順番は入園しやすさに影響しません。例えば指數が75点でA園を第5希望にしている方と、70点でA園を第1希望にしている方がいた場合、A園に1枠空きがあった時、75点の方がA園に内定することになります。希望順は、あくまでご自身が入園したい施設の順番で記載してください。

Q申請書に入園最低月齢を満たしていない園を記載した場合はどうなりますか？

該当する園は記載がなかったものとして扱います。入園保留等で翌月以降に月齢を満たした場合も、自動的に利用調整にかかるようにはなりませんので、満たした時点で希望園の変更を「⑨施設等申請変更届出書」で行ってください。

Q育児休業からの復職予定で申請したいのですが、入園希望月を復職予定日よりも前の月にすることは可能ですか？

可能ですが、育児休業からの復職を当初の予定より早め、保育園に入園を希望する場合は、勤務先がその事実を了承している必要があります。この場合、勤務先がその事実を了承していることを確認したうえで、就労証明書の発行を依頼し、申請を行ってください。

Q産後休業・育児休業からの復職予定で申請しました。利用調整の結果入園できることが決まった場合、いつまでに復職しなければなりませんか？

原則、入園月の翌月の1日までに元の勤務先に復職する必要があります。

例) 育児休業を6月30日まで取得予定の方が、4月に入園できた場合、5月1日までに審査した就労証明書記載の時間・日数で復職していただく必要があります。

復職後、復職したことを証明する書類（復職証明書または辞令等）をもって復職の事実及び育児短時間勤務取得の有無を申告していただきます。提出は復職後1週間以内です。期限までに元の勤務先に就労証明書記載の時間・日数で復職できない場合や提出がない場合その事実の判明した時点で利用調整（選考）結果の取消または退園となります。

Qまだ誕生していない子どもの申請はできますか？

出生前でも申込みできますが、各施設の保育可能月齢にご注意ください。入園希望月の1日時点で月齢を満たしていない場合は入園することができません。

例) 令和6年2月5日以前の誕生日であれば、令和6年4月1日に生後8週以上となります。
申込みの際は、児童名を「名字 + ベビー」とし、生年月日を出産予定日としてください。

Q入園希望月の前後に出産予定がある場合の申請はどうなりますか？

入園希望月の1日が、出産予定日の前月1日から出産予定日の翌々月1日の間にあたる場合、原則母の認定事由が出産となります。その場合、入園できたか否かによらず出産の翌々月末で申請が一旦取下となり、翌々々月以降も利用を希望する場合は再度別の認定事由で申請をする必要があります。

入園希望月の1日が前述の期間にあたらない場合は、入園希望月の1日の状況で認定事由を選択してください。

Q内定後、入園月の1日（復職する日）までの間に申請内容と異なる状況になった場合はどうなりますか？

申請内容と利用調整指標が異ならないよう調整していただく必要があるため、申請内容に変更があった場合はできる限り速やかに保育幼稚園課に申告してください。

勤務先が変わった場合であれば、新しい勤務先の就労時間・日数が元の勤務先以上であるようにする必要がありますし、仕事を辞めた場合は入園月の1日までに元の勤務先以上の勤務内容で勤務していただく必要があります。

異なる状況が改善されない場合、又は提出書類の虚偽・不正が判明した場合は、申込みの取消又は利用調整結果の取消（退園）となる場合があります。

Q同居している65歳未満の祖父母が保育に当たることが出来ない場合の提出書類とはどのようなものですか？

疾病等で保育が行えない場合は、様式は問いませんが保育が出来ない旨の記載の診断書が必要になります。また月64時間以上の就労をしている場合は就労証明書の提出が必要です。

（勤務内容の誓約（誓約稼働）及び求職活動を事由とすることは不可）なお、これらの書類が未提出の場合は減点対象になります。

○入園した後のこと

在園している間に何かしらの状況の変更があった場合、「教育・保育給付認定変更申請書」に変更内容を記載し、必要書類がある場合は添付して保育幼稚園課までご提出ください。「教育・保育給付認定変更申請書」を含む各種書類は各保育施設・保育幼稚園課窓口及びホームページで取得することができます。

- ◆原則市にご提出いただいた翌月から変更が適用されます。
- ◆用紙が足りない場合は、お手元にある用紙をコピーしてご利用ください。

①勤務先・住所等に変更があった

勤務先についての情報や勤務形態に変更があった場合

育児休業からの復職予定の場合、元の勤務先に復職することが前提となります。

◆勤務先についての情報（名称・住所・電話番号）や勤務形態が変わった場合

「就労証明書」を新しい情報で再度ご提出ください。

勤務形態等の変更に伴い、認定事由の最低条件（p3）を下回ってしまう場合、労働要件では認定ができなくなります。変更する前に必ず最低条件を満たしているか確認してください。

また、最低条件を満たしている場合でも、実働時間と勤務日数によっては保育必要量（p5）の変更が生じる場合があります。

◆勤務先を辞めた場合

求職活動をする場合は「⑤勤務内容・求職活動に係る誓約書」をご提出ください。

求職活動の認定事由では、認定期間は離職日から3か月後の月末まで、保育必要量（p5）は保育短時間となります。

既に別の勤務先が決まっている場合は、新しい勤務先の「就労証明書」をご提出ください。

その際、認定事由の最低条件（p3）を満たしているか確認してください。新しい勤務先の実働時間と勤務日数によっては保育必要量（p5）の変更が生じる場合があります。

結婚・離婚等により世帯員の変更があった場合

保育料に変更がある場合、別途「利用者負担額変更通知書」をお送りいたします。

◆結婚等により世帯員が増えた場合

「教育・保育給付認定変更申請書」で世帯員が増えたことを保育幼稚園課にお知らせいただくとともに、新たに保護者となった方の認定事由ごとの必要書類（p3）をご提出ください。その方が令和5年1月1日時点（令和6年9月以降は令和6年1月1日時点）で所沢市外にお住まいだった場合は、課税証明書も必要となります。

◆離婚等により世帯員が減った場合

「教育・保育給付認定変更申請書」で世帯員が減ったことを保育幼稚園課にお知らせください。

◆その他の事由で世帯員に増減があった場合

例えば、引越しに伴う祖父母の増減等があります。「教育・保育給付認定変更申請書」で世帯員の増減を保育幼稚園課にお知らせください。

住所に変更があった場合

◆所沢市内での転居の場合

「教育・保育給付認定変更申請書」で転居の事実を保育幼稚園課にお知らせください。

◆所沢市外へ転出する場合

- 転出に伴い、今通っている園を退園する場合

「教育・保育給付認定変更申請書」に転出日と退園予定日を記載し、保育幼稚園課までご提出ください。通っている園にも転出と転出後の予定をお伝えください。

- 転出後も今通っている園を継続する場合（注チ）

所沢市 での手続	「教育・保育給付認定変更申請書」に転出と退園予定日（転出する月の末日）を記載し、保育幼稚園課までご提出ください。その際、継続して通園したい旨といつまで継続したいかを記載してください。 <u>なお、市内在住時に保育料及び給食費を滞納している場合は、継続利用は出来ません。</u>
転出先 での手続	転出時、 転出先の保育担当課窓口で 所沢市の園を継続通園したい旨を伝え、教育・保育給付認定の申請書類を提出してください。 転出月内の手続きが必要となり、 手続には就労証明書・課税証明書等の書類が必要です。必要書類については転出先の自治体にお尋ねください。 継続できる期間は、勤務先が所沢市にあれば最長就学前まで、ない場合は転出した年度の3月末までです。（注チ） 転出後も所沢市の保育園等に通う場合、転出先自治体の認定事由だけでなく、所沢市の認定事由も満たす必要があります。

（注チ）**育児休業認定**で在園中に市外へ転出した場合、転出した月末で退園となります。

また、転出後、市内の園を継続中に育児休業を取得した場合、取得した月末で退園となります。

この場合の退園は p19 の**育児休業取得**に伴う退園にはあたらず、再入園時の優遇はありません。

保育料を滞納している場合、転出した月の翌月末日までに全額納付が確認できなければ当該月末をもって退園となります。

転出の翌年度以降に勤務先が所沢市外に変更となった場合、変更となった月末で退園となります。

その他認定事由に関する変更があった場合

- ◆保育必要量の変更（標準時間・短時間）を希望する場合、「教育・保育給付認定変更申請書」に変更後の保育必要量を記載して保育幼稚園課までご提出ください。同時に勤務時間等の変更もある場合、認定事由ごとの必要書類（p3）も添付してください。
- ◆認定事由を変更する場合、「教育・保育給付認定変更申請書」と新たな認定事由の必要書類（p3）を保育幼稚園課までご提出ください。
- ◆保育施設等は、保護者が労働や疾病等の事由により、保育を必要とする子どもを預かって保育を行うことを目的とした施設です。入園後に認定事由を変更することは可能ですが（出産要件を除く）、認定事由に該当しなくなったときは、退園となります。
- ◆「認定事由に該当しなくなったとき」とは、家庭での保育が可能になった、療養中の病気が治った、出産事由の認定有効期間が終了した、等の場合を指します。
- ◆認定事由に該当するか否かは、隨時、調査を行っています。電話等でお問合せさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

②育児休業を取得する

所沢市では、「労働」の要件で保育施設等に在園中に下の子の育児休業を取得される場合で、在園施設の継続利用を希望する際には、「育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書」にて「育児休業」の要件に認定事由の変更をする手続きを行うことで、在園施設を継続利用することができます。

※お子様が保育施設等に在園中に保護者の方が育児休業を取得する場合に、原則として出産月の翌々月末までで一旦退園していただく運用につきましては、令和5年10月30日に廃止となりました。

なお、育児休業取得に伴い一旦退園した方の再入園時の利用調整指数における加点（100点加算）の運用につきましては、令和7年3月31日の退園まで適用となります。

育児休業中に在園児の保育施設の利用を継続する場合

「育児休業」の要件へ認定変更できる対象者

「労働」の要件で保育施設等に在園しており、育児休業を取得する方

※育児休業取得の対象となる児童ご本人の利用継続はできません。

※「労働」の要件以外の認定事由から「育児休業」の要件への認定変更はできません。

※市外在住の方は継続利用の対象外です。出産月の翌々月末で退園となります。（P18 注チ
参考）

「育児休業」の要件への認定変更手続き

産後4週間以内にお子様が在園する施設へ以下の書類をご提出ください。

「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」

「育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書」

「育児休業」の要件の認定期間

「育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書」の勤務先記入欄に記載のある、育児休業の期間の終了日の属する月の月末まで。

育児休業を取得した会社に復職することが必須となります。

育児休業中の保育の必要量は、短時間（最長8時間）になります。

育児休業中における継続利用期間の延長について

育児休業取得当初に「育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書」にて申請した育児休業の取得期間が延長となり、「育児休業」の認定要件での利用継続期間についても延長したい場合、当初認定された「育児休業」の認定期間の終了月の月末までに、再度「育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書」にて最新の育児休業の取得期間をお届けいただくことで、利用期間を延長することができます。

育児休業に伴い一時退園する場合（令和7年3月31日の退園まで適用）

育児休業による一時退園からの再入園（入園）への対応（同一児に係る1回目の育児休業のみ）

- ◆育児休業取得に伴い上の子が一旦退園した場合で、再入園の申込みをするときは、退園した子、生まれた子（下の子）のそれぞれに利用調整指数の100点を加算します。ただし、次の条件を全て満たすことが必要です。
 - ・育児休業取得に伴う一時退園であり、**産前6週**（多胎児は14週）にあたる日の属する月の初日から、出産した月の翌々月末までに退園していること。
 - （出産した月の翌々月末を越えて上の子が在園した場合は、その後育児休業を理由に退園しても、加算の対象とはなりません）
 - ・**育児休業を取得した会社に復職すること。**
 - （育児休業中に退職し、別の会社に就職したり、求職など別の事由で申込みを行う場合は、加算の対象とはなりません）
 - ・**退園してから再入園するまでの間、継続して市内に住民登録があること。**
 - ・**入園してから退園するまで少なくとも2か月間在園していたこと。**
 - ・**出産した月の初日から数えて4か月以上経過した月を再入園希望月としていること。**
 - （出産日が1月中の場合、再入園で加算されるのは5月入園以降となります）
- ◆上の子と下の子の入園希望月が異なる場合、下の子への加算はありません。

育児休業による一時退園からの再入園（入園）の手順

- ◆育児休業取得に伴い退園した翌月以降（出産前に退園した場合は、出産が確認できた翌々月以降）に、復職時の意向確認を行います。復職の時期、希望園などを伺います。
- ◆復職時の意向を確認した後、施設・事業者と入園枠の確保・時期について調整します。
- ◆入園申込みは入園を希望する子どもそれについて行ってください。申込み方法は新規申込みの手順（p8）と同じです。入園希望月ごとの申込み期限（p10）にご注意ください。

4月に再入園（入園）を予定している場合

◆退園予定が決まっている場合

下の子の出産予定日によっては出生前に申込みをしておく必要があります。

例) 12月に出産、2月末に退園予定の場合、4月の再入園を希望する時は、退園を見込んであらかじめ申込みの期限（11月10日（金）締切、詳細は「令和6年4月入園を希望される方へ」をご覧ください）までに上の子と下の子の入園申請をしておく必要があります。

③現在通っている園から転園したい

◆入園後、別の保育園等に転園を希望することができます。ただし、入園・転園した年度と同一年度内の転園希望は、利用調整指数上のマイナスが付き、不利になります（兄弟姉妹の在園している保育園等のみを希望する場合マイナスは付きません）。

◆転園を希望する場合も、新規申込みの方と同様に利用調整（選考）を行います。

p10 の締切日までに「教育・保育給付認定変更申請書」に転園希望日等を記入し、保育幼稚園課までご提出ください。

気を付けて！

- ◆育児休業中に転園を申請する場合は、転園した月の翌月 1 日までに審査時の勤務条件で復職することが条件となります。
- ◆転園の内定となった場合、内定を辞退しても元の園に戻ることはできません（元の園にできた空席には別の子を利用調整（選考）してしまうため）。
- ◆転園の申請をした後、転園を希望しなくなった場合は、必ず転園申込みを取り下げてください。取下げない場合、希望しない月に転園が決まり、元の園に戻れないという事態が生じる可能性があります。

◆令和5年度と令和6年度の両年度の転園を併願された場合、令和5年度に転園となると、令和6年度の申請は自動的に取り下げとなります。令和6年度に更に転園を希望される場合は、再度申請をしていただく必要があります。

（例：令和6年2月申請と令和6年4月申請を併願しており、2月に転園できた場合、4月の申請は自動的に取り下げとなります。）

※転園した施設の保育実施年齢により、令和5年度末で卒園・卒室となる場合は、令和6年度の申請も引き続き有効となります。

◆転園の際の加算・減算の具体的な例については、「利用調整指数の考え方」（所沢市ホームページに掲載）をご覧ください。

④こんな場合はどうする？

妊娠がわかった（出産する）場合

まずは在園中の保育園等に出産予定をお伝えください。

◎現在労働要件で在園中の場合

◆出産後、育児休業を取得する場合、詳しくは p19~20をご覧ください。

◆出産後、育児休業を取得せず復職する場合、産後翌々々月の1日（例：1月出産の場合は4月1日）までに復職いただければ、それ以降も労働事由で継続利用が可能です。

◆出産にあわせて退職する場合、退職以降は出産要件となります。出産要件の認定期間は出産予定月の1か月前から産後2か月までとなります。出産予定月より1か月以上前に退職する場合は、出産事由で認定することができません。その場合、退職後も継続利用するためには、出産要件に該当するまでの間、出産以外の保育を必要とする認定事由のいずれか（出産に伴う疾病等の事由）に該当することが必要です。

◎出産要件で在園中の場合

出産の翌々月末まで在園でき、その後退園となります。保育園等を継続して利用したい場合、新たな他の認定事由で再度入園申込みを行ってください。

◎労働・出産以外の要件で在園中の場合

認定期間が終了するまでの間、利用することができます。

育児休業から復職する場合

◆復職した日から一週間以内に「復職証明書」を保育幼稚園課にご提出ください。「復職証明書」は保育施設、所沢市ホームページ、保育幼稚園課窓口で取得できます。

◆現在「育児休業」での認定を受けているが、復職日の当月から「労働」での保育を希望する場合、変更を希望する前の月までに「教育・保育給付認定変更申請書(育児休業からの復職予定用)」をご提出ください。「教育・保育給付認定変更申請書(育児休業からの復職予定用)」は保育施設、所沢市ホームページ、保育幼稚園課窓口で取得できます。

父が育児休業を取得する場合

◆父が取得する育児休業については、母の育児休業の取得のような取得時期の事前把握が困難なことや、育児休業の取得期間が短期間な場合が多いことなどを鑑み、育児休業の取得期間が2か月以下の場合、当該期間を引き続き労働要件とみなし、育児休業中の保育の継続利用の手続きは不要です。

なお、父が3か月以上の育児休業を取得する場合は、育児休業中における保育の利用継続の対象となります。

◆父が3か月以上の育児休業を取得する場合で、取得開始月の1か月前までに「育児休業中ににおける在園児の保育の利用継続申請書」を提出することで、保育施設等を利用継続することができます。

育児休業から復職し、同一児に係る2回目の育児休業を取得する場合

◆育児休業取得に伴う退園について

2回目の育児休業取得の場合、退園後の再入園の加点は対象外となります。

◆継続利用について

育児休業取得の前々月15日までに「育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書」を提出いただくことで在園可能です。

退園する場合

- ◆退園する場合、退園が確定した時点で「教育・保育給付認定変更申請書」に退園日を記載し、子どもの在籍する施設又は保育幼稚園課まで提出してください。また、保育幼稚園課に直接提出した場合、子どもの在籍する施設に退園することをお伝えください。
- ◆月の途中で退園する場合には、保育料の月額を日割り計算します。

保育料が支払えない場合

- ◆保育料は、子どもを安全に保育するために施設を利用する対価として負担していただく費用です。必ず期日までにお支払ください。
- ◆支払がやむを得ず困難な場合、保育幼稚園課で分納の相談を承ります。納付が困難だと見込まれた段階で必ずご相談ください。
- ◆保育料の未納が事前の相談なく数か月にわたり継続したり、相談で誓約した内容を履行しなかった場合、在園の見直しや、滞納以降の利用調整の減点、市外転出後の市内保育施設の継続利用の不可、放課後児童クラブの入所等に際し不利になることがあります。
- ◆保育料の月額等については p27 をご覧ください。

その他の注意事項

- ◆子どもの入院、帰国等の理由により利用施設に一定期間通わない場合、在園は可能ですが、保育料は通常通り支払う必要があります。（3か月を越えて通園しない場合は、原則退園）
- ◆入園後、子どもの成長過程の中で、食物アレルギー等が確認された場合や、病気、発育状況などで気になることが生じた場合は、速やかに利用施設及び保育幼稚園課にご相談ください。

4 幼児教育・保育の無償化について

「幼児教育・保育の無償化についての Q&A」(所沢市ホームページに掲載)も併せてご確認ください。

①幼児教育・保育の無償化の概要

子ども・子育て支援法が改正され令和元年10月から3~5歳児（住民税非課税世帯の場合は0~2歳児も対象）の幼稚園、保育所、認定こども園などの標準的な利用料が無償化されました。

②無償化の対象施設・事業と対象者

無償化の対象施設・事業は、市が『確認』した施設・事業に限られます。

市が『確認』した施設・事業を市のホームページにて公開（「無償化対象」で検索）しておりますので、通っている（通う）施設が該当するかご確認ください。

下表のA~Eの方が無償化の対象者です。アルファベットは必要な手続きを表しています。

対象者	対象施設 事業	認可保育所 認定こども園 (保育部分)		新制度移行済幼稚園 認定こども園（教育部分）		新制度未移行幼稚園 特別支援学校（幼稚部）		認可外保育施設等 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・ センター事業(注ツ)
		教育部分 のみ無償化	預かり部分 も無償化	教育部分 のみ無償化	預かり部分 も無償化			
3~5歳児クラス	A	B	D(注テ)	C	D(注テ)	D(注テ)	D(注テ)	
満3歳児 (住民税課税世帯)		B		C				
住民税非課税 世帯の0~2歳 児クラス	満3歳以上	A	B	E(注テ)	C	E(注テ)	E(注テ)	
	3歳未満	A						E(注テ)

(注ツ)保育園等に在園していない場合に限ります。

(注テ)無償化の対象となるためには「保育の必要な事由」に該当することが必要です。

③無償化に必要な認定手続き

サービスの無償化の対象となるためには、必ずサービス利用前に認定手続きをする必要があります。**認定を受けていない状態で利用したサービスは無償化の対象とはなりません。**上表のアルファベット毎に対応した手続きは下表のとおりです。

必要書類	共通	<input type="checkbox"/> 市外から転入された方は、下記書類の他、父母の課税(非課税)証明書が必要です。詳しくは「③税額等の証明書」をご覧ください。
	Aの方	<input type="checkbox"/> 既に教育・保育認定を受けているため、新たな認定手続は不要です。
	Bの方	<input type="checkbox"/> 「教育・保育給付認定申請書兼現況届」【1号認定用】
	Cの方	<input type="checkbox"/> 「施設等利用給付認定申請書兼現況届」
	D・Eの方	<input type="checkbox"/> 「施設等利用給付認定申請書兼現況届」 <input type="checkbox"/> 父の認定事由ごとの必要書類 <input type="checkbox"/> 母の認定事由ごとの必要書類
提出場所	B・C D・E の方	利用している（する）施設（事業者）、または保育幼稚園課 保育幼稚園課に提出の場合は、施設（事業者）にその旨をお伝えください。 課税（非課税）証明書のみ提出の場合は、保育幼稚園課にご提出ください。
提出期限	B・C D・E の方	利用している（する）施設（事業者）の定める日 原則利用開始月の前月15日まで（土日祝日の場合はその前営業日）

「施設等利用給付認定申請書兼現況届」は利用している（する）施設（事業者）、所沢市ホームページまたは保育幼稚園課で配布しています。

◎保育の必要な事由

無償化対象になるための保育の必要な事由は、保育園の入園申請に必要な事由に準じます。

詳細・考え方については保育園申請の各ページをご参照ください。

認定事由	必要条件	認定事由ごとの必要書類
育児休業以外	p 3をご覧ください。	p 3をご覧ください。
育児休業	産前休業以前から労働の認定（事由）に該当しながら同一の施設等を継続利用しており、下の子の育児休業中も継続して利用を希望する場合	産前休業以前より働いていたことが分かる「就労証明書」 + 産前休業以前より継続して同一の施設等に在園（利用）していたことが分かる「在園（利用）証明書」 + 「育児休業中における在園児の預かり保育の無償化利用継続申請書」

④無償化となる利用料

施設・事業ごとの無償化となる利用料は次のとおりです。

保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業

送迎費、食材料費（注ト）、行事費、時間外保育料などを除いた標準的な利用料

新制度移行済幼稚園、認定こども園（教育部分）

送迎費、食材料費（注ト）、行事費などを除いた標準的な利用料

預かり保育も利用しており、Dに該当する方は上記に加え預かり保育を利用した日数×450円までの利用料を月額11,300円まで（注ナ）無償化（Eに該当する方は月額16,300円まで（注ナ）無償化）

新制度未移行幼稚園、特別支援学校（幼稚部）

送迎費、食材料費（注ト）、行事費などを除いた標準的な利用料のうち、月額25,700円までの利用料を月額11,300円まで（注ナ）無償化（Eに該当する方は月額16,300円まで（注ナ）無償化）

認可外保育施設等、一般型一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

送迎費、食材料費、行事費などを除いた標準的な利用料のうち、月額37,000円まで無償化（Eに該当する方は月額42,000円まで無償化）

（注ト）食材料費のうち副食費については、年収360万円未満相当世帯の子どもと全所得世帯の第三子以降（幼稚園は小学校3年生、保育所は小学校就学前までの範囲でカウント）に該当する子どもの場合、免除又は助成されます。

（注ナ）無償化される利用料は、預かり保育を利用した日数1日当たり450円までとなります。そのため実際にその月の預かり保育を利用した日数×450円よりも支払った利用料が多い場合は、その月の預かり保育を利用した日数×450円までが無償化されます。

例：預かり保育利用料が利用した日数を問わず8,000円（月額）の施設で、その月に10日間預かり保育を利用した場合、「10日×450円=4,500円よりも支払った金額（8,000円）の方が多い」ため、4,500円まで無償化となり、残り3,500円は自己負担となります。

⑤無償化の請求手続き

新制度移行済幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業

問い合わせ先：保育幼稚園課（TEL 2998-9126）

- ◆A・Bに該当する方は、標準的な利用料にあたる保育料が無料となるため請求手続きは不要です。
- ◆副食費が免除となる方の副食費は、法定代理受領（注二）となります。免除対象者には市からお知らせしますので、副食費を施設に支払う必要はなく、請求手続きも不要です。

新制度未移行幼稚園、特別支援学校（幼稚部）

問い合わせ先：保育幼稚園課（TEL 2998-9126）

- ◆Cに該当する方の標準的な利用料は、月額 25,700 円を上限に法定代理受領（注二）となります。標準的な利用料が 25,700 円までの場合、保護者は施設に対して利用料を支払う必要はなく、請求手続きも不要です。ただし、標準的な利用料が 25,700 円を超える場合は、その差額分を保護者が施設に直接支払うこととなります。また、入園料については一度全額施設に支払い、その後無償化となる費用については必要書類を添えて、施設を通じて市に請求することができます。なお入園料が無償となる条件として、入園初年度であり、該当年度の入園料を納めており、標準的な利用料が月額 25,700 円未満である場合に対象となります。
- ◆DまたはEに該当する方で預かり保育を利用した場合、その利用料は償還払いとなります。預かり保育に要した費用は、全額施設にお支払いください。その後、無償化となる費用については、必要書類を添えて施設を通じて市に請求することができます。（新制度移行済幼稚園も含む）※預かり保育を実施していない場合（無償化の対象施設として『確認』されていない施設を含む）、または、預かり保育を実施しているが十分な水準でない施設（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数 200 日未満）を利用している場合は、認可外保育施設等の利用ができます。その場合、無償化となる費用の請求は原則として在籍する施設に提出となります。ご不明な点は市にお問い合わせください。
- ◆副食費が免除となる方の副食費は、4,700 円を上限に償還払いとなります。副食費は、全額施設にお支払いください。その後、免除対象者には市からお知らせしますので、必要書類を添えて、施設を通じて市に申請することで免除される副食費を請求することができます。

認可外保育施設等、一般型一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

問い合わせ先：こども支援課（TEL 2998-9124）

- ◆DまたはEに該当する方で、認可外保育施設等、一般型一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合、その標準的な利用料（送迎費、食材料費、行事費などを除く）は、月額 37,000 円（Eに該当する方は月額 42,000 円）を上限に償還払いとなります。利用料については、全額施設にお支払いください。その後、無償化となる費用については、必要書類を添えて、直接市に請求することができます。また、複数のサービスを利用している方は、まとめて直接市に請求することができます。ただし、認可保育所、認定こども園及び幼稚園（追加利用不可の施設（注二））、地域型保育事業の施設に在園している方が、認可外保育施設等、一般型一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料については、無償化の対象となりませんのでご注意ください。

（注二）施設が保護者に代わって市に請求・受領すること

（注三）追加利用の可否については市ホームページをご確認下さい。

5 保育料、保育時間のご案内

①保育料

保育園、認定こども園、地域型保育事業の保育料は、保護者の所得や世帯状況などに応じて所沢市が決定します。保育料の階層は、原則として父母の合算した市民税所得割額により決定します。父母の所得状況によっては、同居している祖父母等（家計の主宰者）の市民税所得割額も合算して決定いたします。

0～2歳児クラスの保育料の月額は、下記【表10】の基準額表のとおりです。なお、0～2歳児クラスの主食費及び副食費は施設による実費徴収ではなく、下記【表10】の保育料に含まれています。

【表10】0～2歳児クラス所沢市保育料徴収基準額表（注ネ）

階層区分		標準時間	短時間	常態的に土曜日閉所の施設を利用した場合の減じ額
A	生活保護世帯等	0	0	0
B	市民税非課税世帯等	0	0	0
C1	市民税均等割のみ	6,000	5,800	0
C2	9,700円未満	6,500	6,300	0
C3	19,400円未満	7,300	7,000	0
C4	29,100円未満	9,000	8,700	0
C5	38,800円未満	11,000	10,700	0
C6	48,600円未満	12,700	12,300	0
C7	72,800円未満	17,100	16,600	0
C8	97,000円未満	23,800	23,200	1,000
C9	133,000円未満	30,800	30,200	1,000
C10	169,000円未満	39,900	39,200	2,000
C11	202,000円未満	45,100	44,300	2,000
C12	235,000円未満	47,400	46,600	2,000
C13	268,000円未満	50,500	49,600	2,000
C14	301,000円未満	53,800	52,900	3,000
C15	349,000円未満	57,000	56,000	3,000
C16	397,000円未満	57,700	56,700	3,000
C17	493,300円未満	59,500	58,500	3,000
C18	493,300円以上	61,200	60,200	3,000

＜市民税所得割額の確認方法＞

- ① 住民税を給与から天引きされている方（主に会社にお勤めの方）

毎年5月～6月頃に会社等から配布される「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」で確認ができます。

- ② 住民税を納付書で納めている方（主に自営業の方）

毎年6月頃にご自宅に郵送される「市民税・県民税税額決定・変更通知書」で確認ができます。

※市区町村により通知書の名称・様式は異なります。

3～5歳児クラス（1号認定は満3歳児含む）の保育料は、令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、無料となりました。ただし、主食費及び副食費は、別途施設による実費徴収となりますので、詳細は希望施設にお問い合わせください。

そのうち副食費については、①年収360万円未満相当世帯（注ノ）の子ども、②所得階層にかかわらず、1号認定は小学校3年生、2号認定は小学校就学前までの範囲で、第三子以降に該当する子どもの場合、免除となります。対象世帯には、別途お知らせいたします。

(注ネ) 所沢市保育料徴収基準額表の見方、注意事項

- ・年度途中で誕生日を迎えて3歳になった場合であっても、当該年度中は2歳児クラスの保育料となります。
- ・「標準時間」は最長11時間まで、「短時間」は最長8時間までの認定区分です。どちらに該当するかは支給認定証をご確認ください。
- ・保育認定を受け、常態的に土曜日閉所の施設を利用した場合は一定額を減じます。
- ・保育料は月の初日の状態で算定しますので、月の途中に保育料に係る世帯状況の変更（生活保護受給開始、離婚など）があっても、保育料の階層変更は翌月分からとなります。
- ・階層区分決定の基礎となる市民税所得割額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除などの税額控除を適用する前の額となります。

保育料の切替時期

◆保育料は、市民税所得割額を基礎に算定するため、市民税の年度切替に伴い、毎年9月に保育料が切り替わります。なお、未申告等により市民税所得割額が確認できない場合、他市町村で課税されていて課税証明書の提出がない場合等は、最高階層にて算定いたします。

- ・4月～8月分の保育料 前年度の市民税所得割額を基礎に算出
- ・9月～翌年3月分の保育料 当年度の市民税所得割額を基礎に算出

保育料の納入方法

◆保育園を利用する場合

- ・保育料は口座振替により所沢市に納入していただきます。入園決定後速やかに、ご利用の指定金融機関等の窓口で口座振替の手続きを行ってください。
- ・口座振替による納入日は毎月月末（金融機関が休業日の場合は翌営業日）です。

◆認定こども園、地域型保育事業を利用する場合

- ・保育料の納入先は各施設・事業者です。
- ・納入方法、納入日などは各施設・事業者に直接お問い合わせください。

◆保育料は、納期限までに納入してください。滞納の場合、在園の見直しや、下の子の入園、放課後児童クラブの入所に際し不利になることがあります。

多子世帯等の保育料の軽減

◆次のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する場合、保育料の軽減を行います（世帯状況や収入状況等により軽減方法が変わります）。

Ⅰ. 年収約360万円未満相当（注ノ）のひとり親世帯等（注ハ）の場合、C階層は2,000円となります。なお、入園児に生計を一にする兄姉がいる場合（注ヒ）、年齢に関係なく最年長の子から順に、第二子以降は無料となります。

※この世帯に該当する場合、保育料の決定・変更通知の階層に「*」が表示されます。

Ⅱ. 年収約360万円未満相当（注ノ）の世帯の場合（Ⅰ以外）

入園児に生計を一にする兄姉がいる場合（注ヒ）、年齢に関係なく最年長の子から順に、第二子のC階層は半額、第三子以降は無料となります。

Ⅲ. 年収約360万円未満相当(注ノ)の世帯以外の場合（I、II以外）

入園児のほかに、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業等について同一世帯の兄姉が利用する場合(注フ)、小学校就学前までの範囲で、最年長の子から順に、第二子は半額、第三子以降は無料となります。

◆上記I～Ⅲ以外に埼玉県・所沢市独自の取り組みとして、入園児に生計を一にする兄姉がいる場合(注ヒ)、年齢に関係なく最年長の子から順に、第三子以降の0～2歳児クラスの子どもの保育料は世帯の収入に関係なく無料となります。

(注ノ)国の示す推定年収のため実際の年収とは異なり、原則として保護者の合算した市民税所得割額が、

以下の額に該当するかで判定します。

〈年収約360万円未満相当の世帯の判定〉

世帯状況	市民税所得割額
1号認定	77,101円未満
2・3号認定(ひとり親世帯等)	77,101円未満
2・3号認定(ひとり親世帯等以外)	57,700円未満

※保育料を算定する市民税の年度切替にあわせて、年収約360万円未満相当世帯の判定も切り替わります。

(注ハ)ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯のことをいいます。「ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯」に相違がある場合には、保育幼稚園課に申し出てください。

(注ヒ)生計を一にする別居の兄姉がいる等、兄弟姉妹のカウントに相違がある場合又は多子世帯の状況に変更があった場合には、保育幼稚園課に申し出てください。

(注フ)就学前の兄姉が、障害児施設等に入所又は通園している場合は、申請することで保育料が軽減されることがあります。

【その他の注意事項】

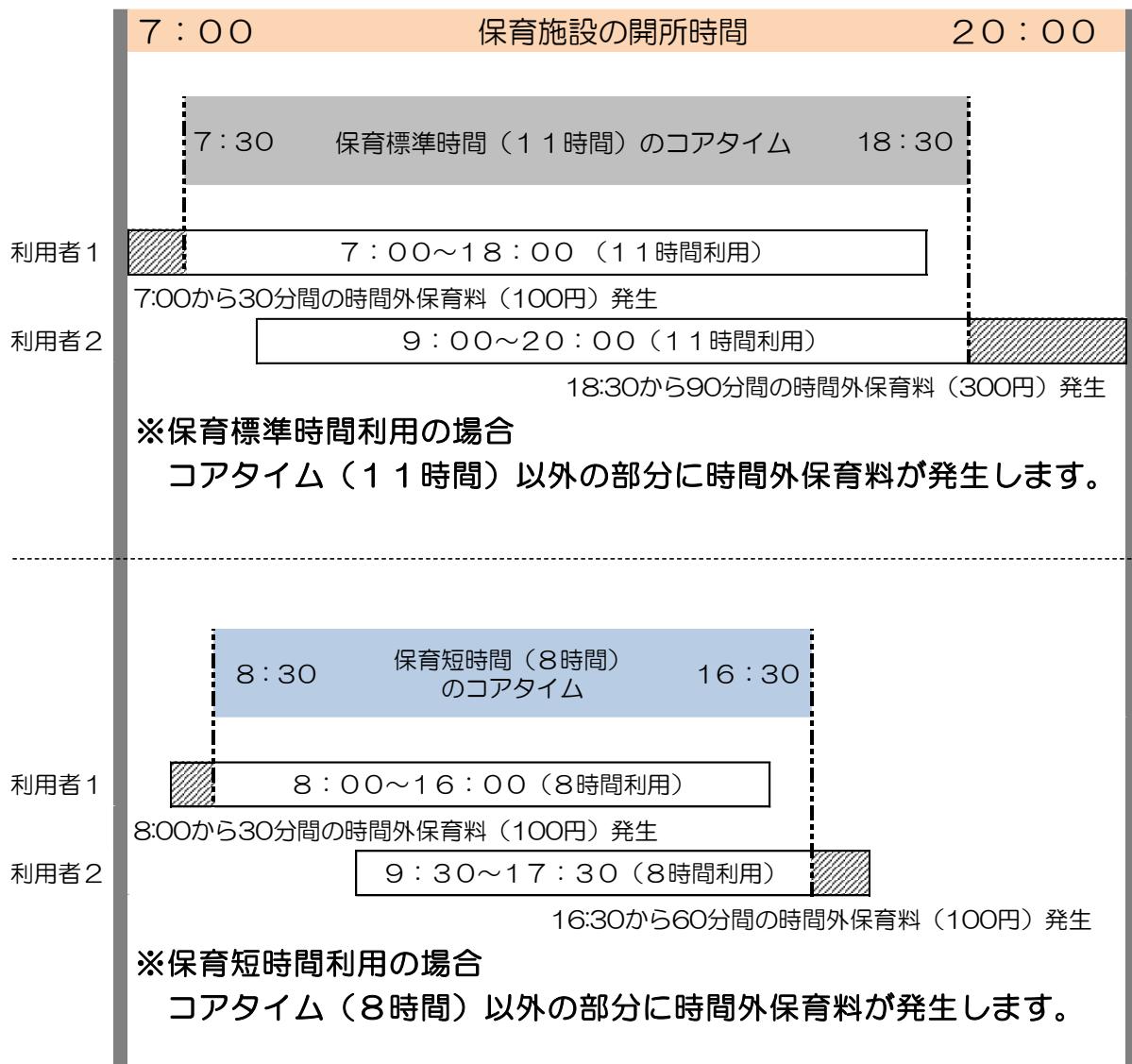
- ◆入園申請時点で保育料及び給食費の滞納がある世帯は利用調整の減点対象になります。直近で滞納額を全額支払い済みの場合は申請書と合わせて領収書の写しをご提出ください。
- ◆保育料は、公立/私立、保育園/認定こども園(保育認定)/地域型保育事業で差はありません。
- ◆月の途中で退園する場合には、保育料の月額を日割り計算します。
- ◆里親等の世帯については、保育料の階層が変わりますので、児童委託証明書その他の養育関係にあることを証する書類を、保育幼稚園課までご提出ください。
- ◆同一世帯に障害者(児)がいる場合(手帳の等級により制限有)や世帯の主たる稼働者が解雇・倒産により収入がなくなった場合など、保育料が減免される場合がありますので、保育幼稚園課にご相談ください。
- ◆保育料以外の諸経費(入園料、おむつ代、通園送迎費用等)は別途かかることがありますので、詳しくは施設にお問い合わせください。
- ◆結婚や離婚、祖父母等との同居や別居により世帯員の増減があった場合、保護者の変更があった場合、市民税所得割額が更正された場合等は、保育幼稚園課にお申し出ください。なお、これらの理由で保育料に変更が生じた場合でも、現年度内の保育料に限り変更となります。

②保育時間

保育園、認定こども園、地域型保育事業の開所時間は施設により異なります。保育標準時間（最長11時間）、保育短時間（最長8時間）のコアタイム（時間外保育料のかからない時間帯）も施設により異なります。

実際に保育できる時間については、原則認定事由に基づく理由のある時間となります。具体的な時間や取扱いについては、預ける保育施設が決定します。

【図2】公立保育園の保育時間例



◆公立保育園のコアタイムは、次のとおりです。

- ・保育標準時間（最長11時間） 午前7時30分～午後6時30分
- ・保育短時間（最長8時間） 午前8時30分～午後4時30分

◆私立保育施設のコアタイムは、施設により異なります。詳しくは p36～37 をご覧ください。

◆日曜日、祝休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休園です。

◆土曜日の開所時間が平日の開所時間と異なる施設・事業があります（土曜閉所の場合もあります）。詳しくは p35～37 をご覧の上、必ず申請前に希望施設へ直接ご確認ください。

③時間外保育

各施設の保育標準時間（最長11時間）、保育短時間（最長8時間）のコアタイムを超えて保育を受けた場合は、時間外保育料が発生します。公立保育園の時間外保育料は、次のとおりです。

私立保育施設の時間外保育料は施設により異なりますので、各施設へお問い合わせください。

【図3】公立保育園の時間外保育料

【時間外保育料が発生する時間帯】

		7:00	7:30	8:30				16:30	17:30	18:30	19:00	19:30	20:00
短時間認定	A	B	短時間の時間帯			C		D					
	①	②	①	②	③								
標準時間認定	A	標準時間の時間帯					D			①	②	③	

上記区分	時間帯		時間外保育料
A	7時00分00秒～7時29分59秒		100円
B	7時30分00秒～8時29分59秒		100円
C	①	16時30分00秒～17時29分59秒	100円
	②	17時30分00秒～18時29分59秒	100円
D	①	18時30分00秒～18時59分59秒	100円
	②	19時00分00秒～19時29分59秒	100円
	③	19時30分00秒～20時00分00秒	100円

○標準時間認定の方

- 区分A・Dの時間帯を利用した場合、区分A・Dの金額の合計が時間外保育料です。
- 区分A・Dは、月極め（一律4,500円）が選択可能です。（夕食代は含みません。）

○短時間認定の方

- 区分B・Cの時間帯を利用した場合、区分B・Cの金額の合計が時間外保育料です。
- 0～2歳児クラスの短時間認定の方が【図3】の区分B・Cを利用した場合、両区分の1ヶ月当たりの時間外保育料の合計額の上限は、所沢市保育料徴収基準額表（p27参照）において区分される階層区分の、保育標準時間と保育短時間の保育料の差額になります。（差額は【図4】のとおり。）
- 短時間認定の方が区分A・Dの時間を利用する場合は区分B・Cの時間外保育料に加えて区分A・D分の料金が発生します。その場合区分A・D分において、月極め（一律4,500円）が選択可能です。（夕食代は含みません。）

○無料になる方

- 生活保護世帯、里親の世帯等または市町村民税非課税世帯の方

○夕食代

- 午後7時以降の利用については、時間外保育料とは別に夕食代200円／日がかかります。

【図4】区分B・Cの上限金額

	C1～C2	C3～C5	C6	C7	C8～C9	C10	C11～C12	C13～C14	C15～C18
0～2歳児クラス	200	300	400	500	600	700	800	900	1000

※3～5歳児クラスの方は、無償化に伴い保育料の差額がなくなるため、上限額は階層によらず一律600円となります。

④休日保育

休日に保護者の就労等で家庭での保育が困難な子どもを施設でお預かりします。予め事前登録が必要となりますので、お申込みは直接保育施設にお問い合わせください。

※下記の実施園一覧に記載している施設のみ実施しています。

＜内容＞

利 用 年 齢	0歳～就学前まで
利 用 で き る 児 童	利用日時点で市内の保育園、認定こども園（保育所部分）又は地域型保育事業（以下「保育園等」といいます）に在園しており、支給認定を受けている事由と同じ事由で休日に保育を必要とする児童
利 用 料 金	無料(別途、3～5歳児クラスの給食費や、おむつ代等は実費徴収となります)。
利 用 時 間	保育短時間認定の方は施設が定める保育短時間の時間帯、保育標準時間認定の方は施設が定める保育標準時間の時間帯のうち、保育を必要とする時間。 ただし、休日保育を利用する場合は、通常通園している保育所等において1週間に1日は、保護者が児童を養育してください。

＜実施園一覧＞

	あきつやまゆり保育園 くれよん保育園 所沢防衛医大	北秋津355-12 並木3-2	2927-8800 2941-2725
令和元年度より休止中	れんげこども園 所沢元氣保育園	松郷278-3 北岩岡213	2944-0138 2943-7700

※受入クラス年齢は各施設にお問い合わせください。

⑤土曜日共同保育

所沢市では、土曜日の保育について、保育士等の職員の勤務環境の改善を図ることなどを目的としています。

令和6年度より下記の保育所等において、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で保育を行う「土曜日共同保育」を実施します。詳細は直接下記保育所等へお問い合わせください。

○土曜日に共同保育を実施する保育所等

対象の保育所等	土曜日共同保育の実施場所
なかよしこども園 第二なかよしこども園	なかよしこども園
向陽保育園 小手指向陽保育園	向陽保育園
北野保育園 きたの第2保育園	北野保育園
よつば陽明保育園 あおぞら陽明保育園	あおぞら陽明保育園 または よつば陽明保育園

6 各施設・事業のご案内

①私立幼稚園

(地区順)

令和6年4月1日現在

地区	新制度 移行	施設名 / 幼稚園	所在地	電話番号	開所時間 (預かり保育時間を含む)	預かり保育実施状況【参考】		
						長期休業日保育実施日数 R4年度実績		
						春季・ 学年末	夏季	冬季
並木		すずらん幼稚園	北原町966-2	2992-9090	7:30 ~ 18:30	11日	25日	10日
		マルハ幼稚園	中新井4-15-7	2942-5131	8:00 ~ 18:00	5日	10日	3日
所沢		所沢富士幼稚園	元町10-16	2922-2888	8:00 ~ 17:30	5日	18日	7日
新所沢		新所沢こひつじ幼稚園	緑町2-19-4	2922-4015	7:00 ~ 18:00	13日	25日	6日
		所沢若草幼稚園	緑町3-22-15	2922-5751	8:00 ~ 17:30	8日	14日	2日
	◎	新所沢富士幼稚園	緑町4-15-32	2922-3856	8:00 ~ 17:30	15日	25日	11日
新所沢東		新所沢幼稚園	美原町2-2929	2942-6038	8:00 ~ 17:00	0日	0日	0日
	◎	美原幼稚園	美原町3-2958-3	2942-3343	7:30 ~ 18:30	15日	24日	9日
松井		けやき幼稚園	牛沼324-1	2994-9088	8:10 ~ 18:00	2日	18日	8日
		慈光幼稚園	下安松487	2937-3603	8:00 ~ 18:00	8日	20日	6日
		所沢第二文化幼稚園	上安松1255-5	2992-6950	7:30 ~ 18:30	12日	23日	7日
吾妻	◎	所沢第五文化幼稚園	荒幡442-1	2924-7657	7:30 ~ 18:30	13日	24日	8日
山口	◎	所沢第三文化幼稚園	山口5350	2924-9943	7:30 ~ 18:30	13日	23日	8日
小手指		小手指幼稚園	小手指町2-12-1	2924-9797	8:30 ~ 18:00	13日	30日	11日
富岡		ミチル幼稚園	下富1100-2	2942-8445	7:30 ~ 18:30	11日	23日	5日
三ヶ島		こでまり幼稚園	狭山ヶ丘1-3015	2948-3125	9:00 ~ 18:00	4日	16日	5日
		三ヶ島幼稚園	三ヶ島3-1410	2949-1611	8:00 ~ 18:00	10日	20日	7日
		所沢ひまわり幼稚園	三ヶ島4-2282	2949-0426	8:00 ~ 18:00	12日	23日	0日

◎…新制度に移行済みの幼稚園です。入園申込みは、直接施設で行います。入園後は、施設を通して支給認定の申請手続きを行ってください。

※長期休業日の期間は各園により異なります。目安は次のとおりです。

○春季・学年末…3月下旬～4月上旬 ○夏季…7月下旬～8月下旬 ○冬季…12月下旬～1月上旬

②公立保育園

(地区順)

令和6年4月1日現在

地区	施設名	定員	保育実施年齢 (歳)	所在地	電話番号	開所時間 (月~土)
※ 並木	中新井保育園	90	1~5	中新井3-18-8	2942-8702	7:00~20:00
	並木保育園	150	8週~5	並木6-1-2	2998-1933	7:00~20:00
	松井保育園	90	8週~5	下新井1247-2	2992-9022	7:00~20:00
所沢	所沢保育園	160	1~5	元町7-32	2923-6927	7:00~20:00
新所沢	新所沢保育園	180	8週~5	緑町3-4-6	2922-4595	7:00~20:00
新所沢東	北所沢保育園	110	1~5	美原町2-2938-3	2942-2828	7:00~20:00
※ 松井	西新井保育園	120	8週~5	西新井町6-9	2992-3592	7:00~20:00
	松郷保育園	120	8週~5	松郷92-1	2944-2100	7:00~20:00
	安松保育園	100	1~5	上安松582	2995-0316	7:00~20:00
※ 吾妻	吾妻保育園	120	8週~5	久米2217	2923-0798	7:00~20:00
	北秋津保育園	120	1~5	北秋津733-10	2993-8694	7:00~20:00
※ 山口	山口西保育園	120	1~5	上山口115	2924-1497	7:00~20:00
	山口保育園	120	8週~5	山口710	2922-8606	7:00~20:00
※ 小手指	小手指保育園	120	8週~5	小手指4-15-1	2948-1488	7:00~20:00
	西所沢保育園	110	8週~5	上新井5-5-3	2922-2964	7:00~20:00
富岡	富岡保育園	80	1~5	下富654-2	2942-0058	7:00~20:00
柳瀬	柳瀬保育園	120	8週~5	本郷297-1	2944-2392	7:00~20:00
三ヶ島	さやまが丘保育園	120	1~5	若狭1-2959-6	2948-5200	7:00~20:00
	三ヶ島保育園	90	1~5	三ヶ島5-1974-4	2948-3489	7:00~20:00

※ 中新井・並木・松井・新所沢・西新井・松郷・吾妻・山口・小手指・西所沢・富岡・柳瀬保育園については、給食調理業務を民間事業者へ委託しています。

☆公立・私立保育施設共通の注意事項

- ☆ 1歳~5歳については、令和6年4月1日時点の満年齢でクラスが決まります。したがって、年度の途中で1歳のお誕生日を迎えても、保育実施年齢が1歳からの園は希望出来ません。
また、募集状況等を確認する際も、クラス年齢を間違えないようご注意ください。（クラス年齢については、p9の「令和6年度クラス年齢早見表」でご確認ください。）
- ☆ 0歳児の保育実施年齢のうち「〇週」については入園月の初日に生後満〇週を過ぎていること、「口か月」については入園月の初日にその月齢に達していること（ただし、37ページ記載の★泉町、★北野、及び★きたの第2については、当該年度4月1日にその月齢に達していること）が条件になります。
- ☆ お車での送迎をご希望の方は、駐車場の台数が少ない園もありますので、必ず各園にご確認ください。
- ☆ 内容に変更が生じることもありますので、必ず各園に詳細をご確認ください。

③私立保育園

(地区順)

令和6年4月1日現在

地区	施設名	定員	保育実施年齢(歳)	所在地	電話番号	開所時間		標準時間のコアタイム
						月～金	土	
並木	ひまわり保育園	90	8週～5	中新井435	2942-8774	7:00～20:00	7:00～18:00	7:30～18:30
所沢	くすのき台保育園	60	6か月～5	くすのき台1-9-3	2998-3838	7:00～19:30	7:00～18:00	7:30～18:30
	第二所沢おひさま保育園	100	6か月～5	くすのき台2-2-6	2000-5000	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	所沢おひさま保育園	60	6か月～5	くすのき台2-1-3	2941-6160	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	所沢すこやか保育園	60	8週～5	宮本町1-1-10	2941-6130	7:00～20:00	7:00～18:30	7:30～18:30
	所沢文化保育園	45	6か月～2	元町4-3	2926-9797	7:00～19:30	7:00～18:00	7:30～18:30
	ところっこ保育園	60	6か月～5	くすのき台3-5-5	2998-2760	7:00～20:00	7:00～20:00	7:00～18:00
	Nicot所沢	60	8週～5	くすのき台1-14-5 グランエミオ所沢 2F	2968-4002	7:00～20:00	7:00～20:00	7:30～18:30
	わかだけ保育園	45	8週～3	元町8-24	2903-4088	7:00～19:00	7:30～18:30	7:00～18:00
	わかだけ元町保育園	90	8週～5	元町6-13	2940-8135	7:00～19:00	7:30～18:30	7:00～18:00
新所沢	泉町保育園	90	★4/1現在 満6か月～5	泉町1830	2924-9221	7:30～19:00	7:30～18:30	7:30～18:30
	向陽保育園	120	8週～5	向陽町2119-1	2924-0994	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	Nicot新所沢	60	8週～5	緑町1-21-10	2925-5553	7:00～20:00	7:00～20:00	7:00～18:00
新所沢東	アンドレア保育園	70	8週～5	北所沢町 2066-7	2943-1641	7:00～19:00	7:00～18:00	7:30～18:30
松井	太陽園	90	8週～5	下安松206-16	2944-1841	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	東所沢たんぽぽ駅前保育園	30	8週～2	東所沢和田2-6-2	2951-0880	7:00～19:00	7:00～18:00	7:30～18:30
	東所沢保育園	90	8週～5	東所沢和田3-19-2	2946-3310	7:00～20:00	7:00～18:30	7:30～18:30
吾妻	あきつやまゆり保育園	100	8週～5	北秋津355-12	2927-8800	7:00～20:00	7:00～20:00	7:30～18:30
	わかだけ鳩峯保育園	70	8週～5	久米2280	2936-8045	7:00～19:00	7:30～18:30	7:00～18:00
山口	桑の実西所沢保育園	90	8週～5	山口289-1	2935-3181	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	第二所沢元氣保育園	60	8週～5	山口1447-5	2925-8110	7:00～20:00	7:00～18:30	7:00～18:00
小手指	あかねの風保育園	60	8週～5	北野2-7-1	2938-6600	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	あかねの虹保育園	60	8週～5	北野3-24-35	2947-9800	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	きたの第2保育園	20	★4/1現在 12週～2	小手指町5-13-35	2008-2001	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	北野保育園	120	★4/1現在 満5か月～5	小手指町5-16-5	2949-3001	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	小手指向陽保育園	30	8週～2	小手指町1-38-10	2940-8711	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	Nicot小手指	60	8週～5	小手指町1-16-23	2925-3663	7:00～20:00	7:00～20:00	7:00～18:00
	やまゆり保育園	60	8週～5	北野1-2-69	2947-4300	7:00～20:00	7:00～20:00	7:30～18:30
富岡	わかば保育園	70	5か月～5	小手指町2-12-10	2924-2298	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	所沢元氣保育園	60	8週～5	北岩岡213	2943-7700	7:00～20:00	7:00～18:30	7:00～18:00
	□ 陽明保育園	130	4か月～5	中富1652-1	2943-0077	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00
柳瀬	桑の実本郷保育園	60	8週～5	本郷269-1	2946-8717	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00
三ヶ島	あかね保育園	80	8週～5	三ヶ島5-2037	2949-3000	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	みどり保育園	90	6か月～5	狭山ヶ丘1-3003-52	2948-2613	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～18:00
	優々の森保育園	90	8週～5	東狭山ヶ丘4-2659-3	2926-8600	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	優々保育園	30	8週～2	東狭山ヶ丘4-2686-4	2923-8311	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00

□…バスでの送迎があります（詳しくは施設にお問い合わせください）。

◆印は、標準時間のコアタイムが土曜日の開所時間と異なる施設です。
 ◇印は、土曜日における標準時間のコアタイムが別に設けられている施設で、7:30～18:30です。
 短時間のコアタイムは全施設8:30～16:30です。

※預かり時間については、入園するクラス年齢によって異なる場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

※わかつだけ保育園については令和7年4月1日から更に定員を拡大し、4・5歳児の受け入れも開始する予定です。詳細は直接施設にお問い合わせください。

⑥認可外保育施設

認可外保育施設は、「認可保育所」以外の子どもを預かる施設の総称です。

●認可外保育施設指導監督基準

- ・認可外保育園は、全ての施設が所沢市による指導監督の対象となります。
- ・所沢市では、『認可外保育施設指導監督基準』に基づく立入検査を定期的に行ってています。
- ◎ 指導監督基準を満たす証明書の交付を受けている施設は、一覧表に○印がされています。

●料金等について

- ・料金は施設によって異なります。
- ・夜間の保育が可能な施設は、一覧に○印がされています。
- ・施設によって、様々な目的や特徴により保育を行っていますので、ご利用にあたっては、保護者自身の目で直接確認し、十分な説明を受け、納得した上で選ぶことが大切です。
- ・認可外保育施設の無償化については、所沢市のホームページをご確認ください。

<認可外保育施設一覧>

令和6年4月1日現在

地区	名称	所在地	電話番号	設置者	証明	夜間保育
所沢	ひまわりルーム	寿町10-8 2F	2907-6636	(株)ひまわり	○	-
	ママズスマイル所沢店	くすのき台3-15-3-101	2998-6766	齊藤 久美子	○	○
新所沢	スター・チャイルド ガーデン	緑町4-38-2 イーリス緑町1F	2907-0623	(合同会社)ハピネス	○	-
	MIRAI English Garden	向陽町2130-82	03-6824-0149	(株)MIRAI	○	-
松井	アオアクア かせとたいようの家	東新井町5-15	2937-6172	松原 恵	○	○
	コロンビア インターナショナルスクール	松郷153	2946-1911	(株)ユーエスカナダ学園	○	-
山口	ヤクルトキッズランド所沢西	山口511-1 ラウレア1F	2928-4971	埼玉西ヤクルト販売(株)	○	-
小手指	リカルド保育園	北野新町1-4-19	2968-3622	(株)Le-calido	○	-
富岡	ヤクルトキッズランド中富	中富1142-1	2942-8963	埼玉西ヤクルト販売(株)	○	-

<企業主導型保育事業一覧>

地区	名称	所在地	電話番号	設置者
所沢	ニチイキッズところざわ保育園	寿町24-2	2903-2500	(株)ニチイ学館
松井	チャイルドパークみどり	松郷144-1	2941-5083	社会医療法人至仁会
小手指	たんぽぽらんど保育園	小手指3-34-12	080-3084-0194	(株)ベビーランド
富岡	めいゆう保育所	下富1306-3	2937-4200	医療法人社団明雄会
三ヶ島	オレンジタウン保育園	西狭山ヶ丘一丁目2475番地1 中ビル102	2938-5330	(医)元気会わかさクリニック
	なないろ保育園	狭山ヶ丘1-3003-138 1F	2006-7718	ウィンドオーディオジャパン(株)

※地域枠を設定している施設の一覧となります。

⑦保育関連事業 ※お問い合わせはこども支援課へ (Tel2998-9124)

● 一般型一時預かり事業（保育園・地域型保育事業・認定こども園での一時預かり）

事 業 内 容	保護者の就労や病気・出産・冠婚葬祭等の緊急時に、家庭での保育が一時的に困難な場合や、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するために、保育園等で一時的に児童をお預かりする事業		
利 用 日 数 ・ 期 間	緊急時：最長1か月間 育児休業取得時：月4日以内	就労：週3日程度、6か月ごとに要更新 私的理由：月2日	
利 用 で き る 児 童	所沢市内に住所があり、保育園等に通っていない、又は在籍していない就学前児童		
利 用 年 齢	各園にお問い合わせください		
利 用 時 間	月～金曜日：8時30分～17時、土曜日：8時30分～12時30分		
利 用 料 金	(公立) 月～金曜日：日額1,300円、土曜日：日額700円 (別途、食事代300円) (私立) 各園にお問い合わせください ※生活保護・里親・市民税非課税世帯については利用料金の軽減措置があります。		
利 用 方 法	各園に直接お申込みください。原則先着順ですので利用できない場合もあります。		
担 当 部 署	所沢市こども未来部こども支援課 Tel：2998-9124		

〈実施園一覧〉

地 区	区 分	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
並木	私 立	くれよん保育園 所沢防衛医大	並木3-2	2941-2725
	公 立	並木保育園	並木6-1-2	2998-1933
	私 立	ひまわり保育園	中新井435	2942-8774
	公 立	松井保育園	下新井1247-2	2992-9022
所 沢	私 立	第二所沢おひさま保育園	くすのき台2-2-6	2000-5000
	私 立	所沢おひさま保育園	くすのき台2-1-3	2941-6160
	私 立	所沢すこやか保育園	宮本町1-1-10	2941-6130
	私 立	Nicot所沢	くすのき台1-14-5 グランエミオ所沢 2F	2968-4002
新所沢	公 立	新所沢保育園	緑町3-4-6	2922-4595
松井	公 立	西新井保育園	西新井町6-9	2992-3592
	私 立	東所沢保育園	東所沢和田3-19-2	2946-3310
吾 妻	私 立	あきつやまゆり保育園	北秋津355-12	2927-8800
山口	私 立	桑の実西所沢保育園	山口289-1	2935-3181
	私 立	第二所沢元氣保育園	山口1447-5	2925-8110
	公 立	山口西保育園	上山口115	2924-1497
小手指	私 立	あかねの風保育園	北野2-7-1	2938-6600
	私 立	あかねの虹保育園	北野3-24-35	2947-9800
	私 立	北野保育園	小手指町5-16-5	2949-3001
	私 立	やまゆり保育園	北野1-2-69	2947-4300
	私 立	わかば保育園	小手指町2-12-10	2924-2298
富岡	私 立	所沢元氣保育園	北岩岡213	2943-7700
	私 立	双実こども園	北岩岡480-3	2942-7047
	私 立	陽明保育園	中富1652-1	2943-0077
柳瀬	私 立	桑の実本郷保育園	本郷269-1	2946-8717
	公 立	柳瀬保育園	本郷297-1	2944-2392
三ヶ島	私 立	あかね保育園	三ヶ島5-2037	2949-3000
	私 立	第二なかよしこども園	若狭4-2479-21	2938-5166
	私 立	なかよしこども園	三ヶ島3-1476-1	2968-5851
	私 立	優々の森保育園	東狭山ヶ丘4-2659-3	2926-8600
	私 立	優々保育園	東狭山ヶ丘4-2686-4	2923-8311

※実施園は変更になることもあります。詳しくは市ホームページをご確認ください。

● 病児・病後児保育事業

事業内容	児童が病気又は病気の回復期にあり集団保育が困難で、保護者が保育をできない場合に保育園でお預かりする事業
利用できる児童	所沢市内に住所があり、保護者の勤務の都合、傷病、事故等のやむを得ない理由で家庭において保育が困難な、病気又は病気の回復期にある小学校3年生までの児童
利用年齢	0歳（6ヶ月）～小学校3年生まで
病気の範囲	感染性疾患、外傷性疾患その他児童が日常罹患する疾患 ◎病児保育…急性期から対応できますが、流行性角結膜炎・水痘・麻疹・疥癬・新型コロナウイルス感染症は利用不可。 ◎病後児保育…急性期を過ぎた状態（回復期）で、且つ感染期を過ぎていること。
利用時間	月～金曜日：8時～18時、土曜日：8時～14時30分
利用料金	一人 日額2,000円 その他経費（食事・おやつ代）実費 ※生活保護・里親・市民税非課税世帯については利用料金の軽減措置があります。
利用方法	各施設に直接お申込みください。 1日4名の定員ですが、症状等により定員未満でも利用できない場合があります。 事前に主治医の承諾が必要となりますので、書類等については各施設に確認してください。
担当部署	所沢市こども未来部こども支援課 Tel：2998-9124

＜実施施設一覧＞

事業区分	施設名	所在地	電話番号
病児・病後児	くれよん保育園 所沢防衛医大「ぶどうぐみ」	並木3-2	2941-2725
	瀬戸病院 病児保育「もりもり保育室」	金山町8-6	2922-1200
	桑の実本郷保育園「そぐみ」	本郷269-1	2946-8717
病後児	ケアステーション所沢 (桑の実こども園内「マミールーム」)	東狭山ヶ丘6-2823-12	080-4053-5662

※認可外保育施設リカルド保育園（2968-3622）でも病児保育事業を実施しています。

料金や保育内容等の詳細は園までお問い合わせください。

● 地域子育て支援拠点事業

児童館や市内の一部の保育園などで、主に0歳から就学前までのお子さんと保護者が集まる場を提供しています。子育て情報の提供・子育て親子の交流・育児相談など、子育て家庭への支援を行っています。お気軽にご利用ください。
ご利用についてのご不明点等は各施設に直接お問い合わせください。

地区	施設名	所在地	電話番号
並木	ひまわり保育園子育て支援センター	中新井435	2942-8774
	さくら児童館子育て支援センター	並木8-3	2998-5912
所沢	くすのき台保育園子育て支援センター	くすのき台1-9-3	2998-3838
	ひばり児童館子育て支援センター	北有楽町26-21	2926-8669
	ところっこ広場(ところっこ保育園内)	くすのき台3-5-5	2998-2760
新所沢	みどり児童館子育て支援センター	緑町1-8-3	2928-8414
	新所沢保育園子育て支援センター	緑町3-4-6	2922-4595
	所沢市こども支援センター（子育て支援エリア）	泉町1861-1こどもと福祉の未来館2階	2922-2117
松井	まつば児童館子育て支援センター	上安松952-2	2995-0995
	太陽園子育て支援センター	下安松206-16	2944-1841
	れんげこども園子育て支援センター	松郷278-3	2944-0138
吾妻	つばめ児童館子育て支援センター	久米783-1	2922-0410
山口	つばき児童館子育て支援センター	山口5057	2923-6155
小手指	あかねの風保育園子育て支援センター	北野2-7-1	2938-6600
	こばと児童館子育て支援センター	小手指町1-28-3	2924-3065
	どんぐり（北野保育園内）	小手指町5-16-5	2949-3001
富岡	ひかり児童館子育て支援センター	中富南4-4-1	2996-3995
	陽明保育園子育て支援センター	中富1652-1	2943-0077
柳瀬	やなぎ児童館子育て支援センター	東所沢4-16-4	2944-8819
	柳瀬保育園子育て支援センター	本郷297-1	2944-2392
三ヶ島	あかね保育園子育て支援センター	西狭山ヶ丘2-2115-2	2949-3000
	優々保育園子育て支援センター	東狭山ヶ丘4-2686-4	2923-8311
	桑の実ちびっこ広場（桑の実こども園内）	東狭山ヶ丘6-2823-12	2922-0033
	なかよしこども園子育て支援センター	三ヶ島3-1476-1	2968-5851
	すみれ児童館子育て支援センター	若狭1-2966-5	2949-3826
	第二なかよしこども園子育て支援センター	若狭4-2479-21	2938-5166
	わかば児童館子育て支援センター	和ヶ原3-266-2	2948-3222

※この他に、市内の公立保育園（p35）では地域の親子が参加できる「あそぼう会」なども実施しています。詳細は各園にお問い合わせください。

※対象施設は変更になることもあります。詳しくは市ホームページをご確認ください。

所沢市内の
私立幼稚園マップ



入園手続き等は各園にお問合せください

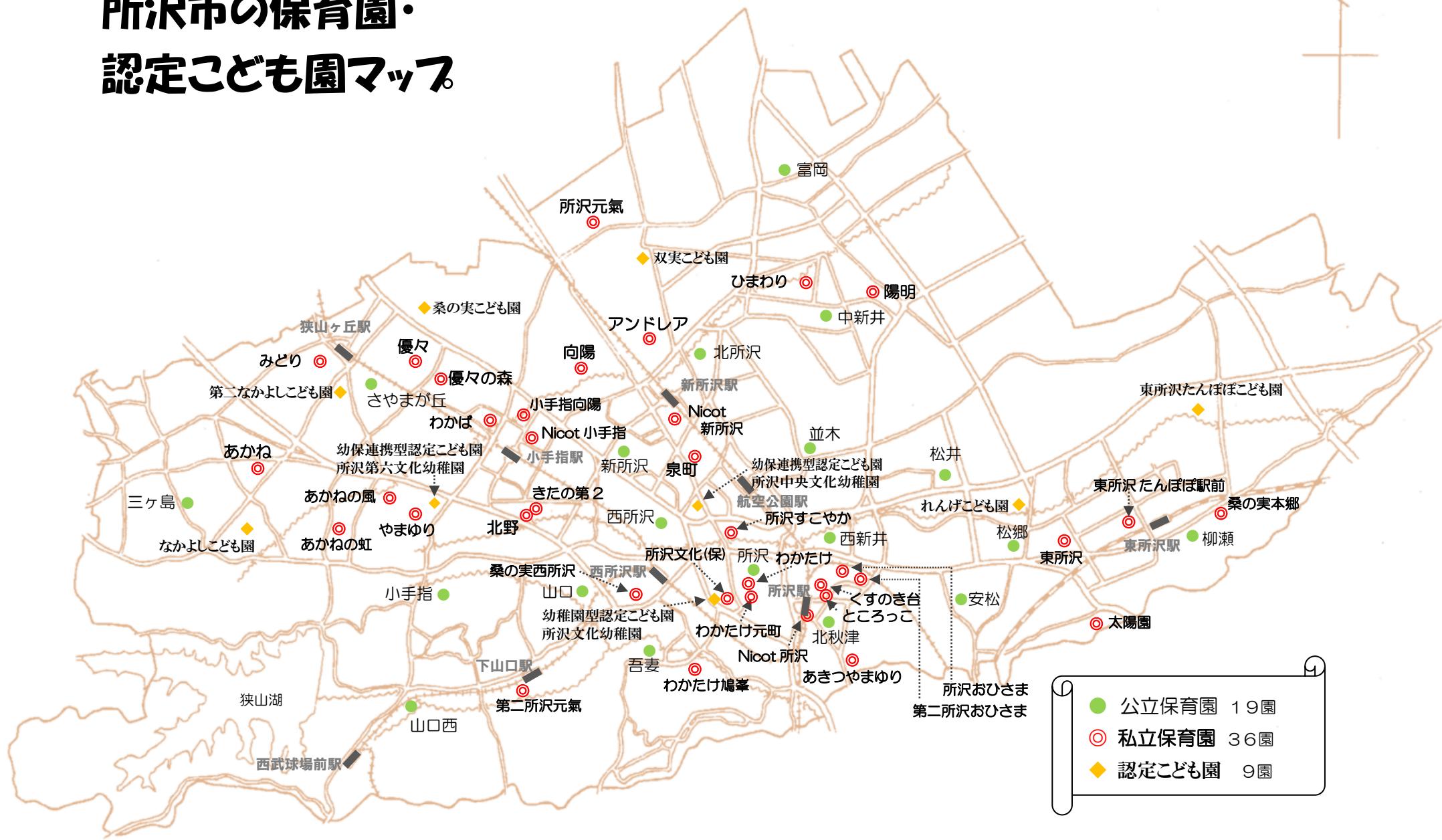
- 所沢第三文化 山口 5350 TEL2924-9943
- 所沢第五文化 荒幡 442-1 TEL2924-7657
- 三ヶ島 三ヶ島 3-1410 TEL2949-1611
- 所沢ひまわり 三ヶ島 4-2282 TEL2949-0426
- こでまり 狹山ヶ丘 1-3015 TEL2948-3125
- 小手指 小手指町 2-12-1 TEL2924-9797

- | | | |
|-----------|--------------|--------------|
| ● 所沢富士 | 元町 10-16 | TEL2922-2888 |
| ● 新所沢富士 | 緑町 4-15-32 | TEL2922-3856 |
| ● 新所沢こひつじ | 緑町 2-19-4 | TEL2922-4015 |
| ● 新所沢 | 美原町 2-2929 | TEL2942-6038 |
| ● 所沢若草 | 緑町 3-22-15 | TEL2922-5751 |
| ● 美原 | 美原町 3-2958-3 | TEL2942-3343 |
| ● ミチル | 下富 1100-2 | TEL2942-8445 |

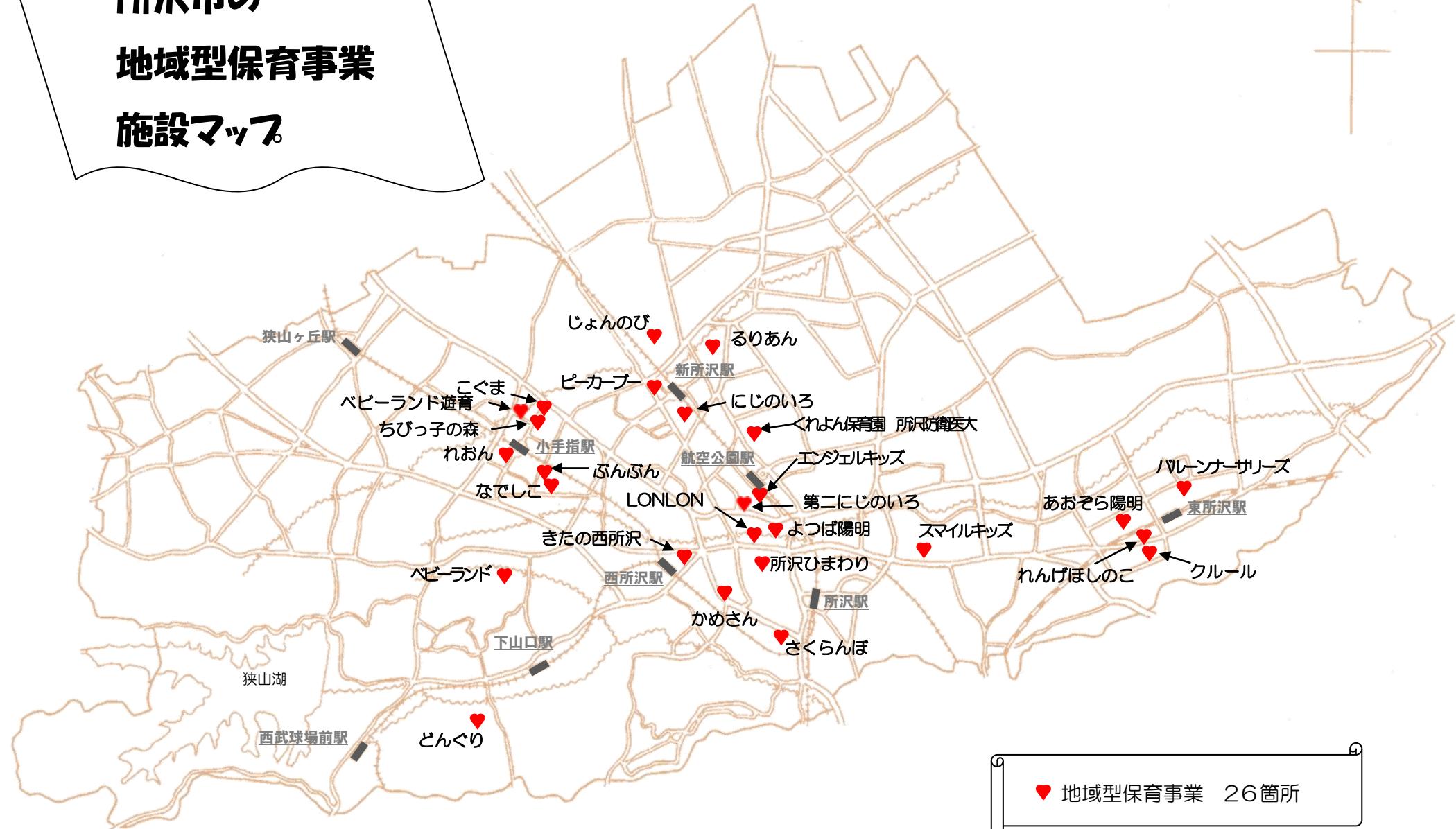
- | | | |
|----------|------------|--------------|
| ● マルハ | 中新井 4-15-7 | TEL2942-5131 |
| ● すずらん | 北原町 966-2 | TEL2992-9090 |
| ● けやき | 牛沼 324-1 | TEL2994-9088 |
| ● 所沢第二文化 | 上安松 1255-5 | TEL2992-6950 |
| ● 慈光 | 下安松 487 | TEL2937-3603 |



所沢市の保育園・認定こども園マップ



所沢市の 地域型保育事業 施設マップ



⑨ 地域型保育事業 26箇所